

実施方針に対する質問と回答の公表について

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers
	頁 Page	項 Clause			
1	4		脚注1	SPCについて株式会社以外の法人形態についての可否判断の基準、又は、その判断のタイミングはいつか。また、貴社が想定しておられるSPCの株式会社以外の法人形態がございましたらご教示下さい。	株式会社以外の法人形態も含めご提案頂いた上で、審査の中で各審査項目に照らして判断致します。
2	4			「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン(平成25年9月施行)」とありますが、平成26年6月施行のものを参照しないのはなぜでしょうか。	募集要項等において修正致します。
3	5	1	(4)	各公募アドバイザーの役割についてご教示いただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務アドバイザー <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) アンダーソン・毛利・友常法律事務所</li> <li>(ii) フレッシュフィールドズブルックハウステリナー法律事務所(外国法共同事業)</li> </ul> </li> <li>・ファイナンシャルアドバイザー <ul style="list-style-type: none"> <li>(iii) SMBC日興証券株式会社</li> <li>(iv) シティグループ証券株式会社</li> </ul> </li> <li>・公共の視点における準備作業全般、及び税務・会計・人事アドバイザー <ul style="list-style-type: none"> <li>(v) 新日本有限責任監査法人</li> </ul> </li> <li>・技術アドバイザー <ul style="list-style-type: none"> <li>(vi) オーヴ・アラップ・アンド・パートナーズ・ジャパン・リミテッド</li> </ul> </li> </ul>
4	5	1	(5)	事業目的に掲げる空港アクセス機能の強化について、これまで対応してきた関係者からのサポートは具体的に想定できるのか。	これまで空港アクセス機能の強化について、関係者のサポートを頂きながら、取り組んで参りました。コンセッション実施後についても、基本方針に則り、運営権者により適宜適切に必要な情報を提供しながら、関係者と調整を実施し、これまで同様にご支援を賜りながら取り組んでいくものと考えております。
5	5	1	(5)	連絡橋道路、連絡鉄道が公共施設等運営権の設定対象から外れているのはなぜか。	関西国際空港連絡橋(道路部分)の所有者は(独)日本高速道路保有・債務返済機構であり、新関西会社の所有ではないため、連絡鉄道については新関西会社が第三種鉄道事業者であり、公共施設等運営権の対象とすることができないためです。
6	5	1	(5)	既存関係者あるいは既存において将来想定とされる関係者との利害関係の調整は事業移行までに整理される予定でしょうか。あるいはかかるリスクの定量的分析資料を開示いただけますでしょうか。	コンセッション実施に伴い、弊社が必要と考える調整は行うこととしており、各種リスクの特性等に応じて、専門家レポートを入手しているものは、審査の過程で開示する資料の中でお示しします。
7	5	1	(5)	既存債務の返済範囲は、土地保有会社に限るものか、新関西会社と合わせたものか。	新関西会社も含めた関西全体債務の返済を企図しております。
8	6	1	(6) ⑤	OATが合併ではなく株式譲渡となった場合には、更新投資について新関西会社の承認は必要か。	現時点では、OATについては、事業開始日までに新関西会社と合併する方向で検討しておりますが、仮に、OATがグループ会社となる場合のご指摘の事項につきましては、他のグループ会社の投資と同様、新関西会社の承認を得ていただくことを想定しています。
9	6	1	(6) ⑦	OATが合併となるのか、株式譲渡となるのか決まるのはいつか。	募集要項等において提示させていただきます。
10	6	1	(6) 脚注2	売却予定移転補償跡地について <ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細(地番、面積、公図等)はいつ明らかにされるか。</li> <li>・当該地について、賃貸借契約を必要とする理由</li> <li>・支払賃料の取扱</li> <li>・売却収入の取扱</li> </ul>	募集要項等をご確認下さい。
11	6	1	(6) 脚注2	募集要項等で売却予定移転補償跡地の詳細(地番、面積、公図、現所有者等)を明らかにして頂けますでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
12	6	1	(6) 脚注3	新関西グループ会社の中で、OATだけが株式譲渡ではなく合併を予定しているのはなぜか。	現時点では、ターミナルビル所有、運営については、関西国際空港においては新関西会社が、大阪国際空港においてはOATが実施していますが、両空港のターミナルビル所有、運営の重要性、類似性を踏まえ、大阪国際空港のターミナルビルについても、関西国際空港と同様に、運営権の対象とすることが適当であることから、合併することを予定しております。
13	6	1	(6)	新関西会社への委託業務に係る業務委託契約書案は、募集要項等の構成書類に含まれるのか。	含める方針です。詳細は募集要項等をご確認下さい。

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers
	頁 Page	項 Clause			
14	7	1	(7)		現状については審査の過程で開示する資料の中でお示しします。正式な行政協議は運営権取得後に実施して頂くこととなります。なお、事前の行政相談は適宜担当行政庁にご相談下さい。
15	8	1	(8)	A)	実施方針記載の事業期間と異なる提案は出来ません。
16	8	1	(8)	A)	突発事象発生時に未回収資産の買取期間延長の対応を取ることは可能か。
17	8	1	(8)	A)	開始条件充足遅延による事業期間の短縮の場合に運営権対価は調整されるか。
18	8	1	(8)	A)	コンセッションの事業期間は44年間、45年間のどちらでしょうか。(実施方針のp.8には平成72年3月までの45年間とされておりませんが、p.35においては、運営権者による事業開始日が平成28年1月に設定されております。これはコンセッションの事業期間が45年間よりは44年間に近いことを意味していると思われます。)
19	9	1	(8)	C)	本事業終了後に運営権者が引き続き新たな運営権者選定に応募することは可能か。
20	9	1	(8)		運営期間が延長されないのであれば運営権者に対する補償の支払いがあれば、当該保証は金銭によるものとなるのか。
21	9	1	(9)		新関空会社から新関空グループ会社の株式の譲渡を受け、本事業を実施することとされていますが、このスキームでは維持管理・運営業務の大半は引き続き新関空グループ会社が担うことになり、PFIが目的とする民間の経営ノウハウの有効活用や、空港経営の戦略的自由度を阻害することが懸念されます。スキームの再考はあり得るのでしょうか。
22	9	1	(9)		実施方針別紙1に掲げる新関空グループ会社のうち、譲受ける、譲り受けない、の選択について、運営権者側の提案を受けて入れてもらえるのでしょうか。
23	9	1	(9)		新関空会社から譲り受けた新関空グループ会社を、譲受け後、合併させたり、さらにその株式を第三者に譲渡したりすることについて、現段階でのお考えをお示しいただけますでしょうか。
24	9	1	(9)		運営権者は、『新関空会社から株式・契約・動産等の譲渡を受け、本事業を実施する』とあるが、想定されている譲渡価格の考え方についてご教示頂きたい。
25	9	1	(9)		事業期間終了時に新関空会社へ移転されないものについて、運営権者が自らの責任及び費用により処分するとありますが、処分には新関空会社による買取も選択肢として含んでいるのでしょうか。
26	9	1	(9)		事業期間終了時の運営権者から新関空会社又はその指定する第三者に移転されるべきものには、運営権者の転籍を希望する全ての従業員との雇用契約も含まれる予定かにつきご教示ください。
27	9	1	(9)		事業期間終了時に運営権者が所有する株式・契約・動産等につきまして、新関空会社またはその指定する第三者に移転されないものの具体的な基準等につきましては、募集要項または実施契約案中に記載されると理解してよろしいでしょうか。
28	9	1	(9)		「運営権者が所有する不動産」とは将来想定される神戸空港のことも含めて指しているのかご教示願いたい。
29	9	1	(9)		関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等株式譲渡契約書(案)における表明保証範囲について、現段階でのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers
	頁 Page	項 Clause			
30	9	1	(10)	①、⑤ 各種利用料金に関して、「利用者にとって利用困難な場合、差別的取扱いの場合については、法令に従い、国から変更命令が下ることがある」とのことだが、差別的取扱いとして認定される場合の客観的基準をご教示願いたい。	国が命令するものであり、新関空会社が判断するものではありません。なお、過去にこのような命令がなされたことはないと認識しております。  (参考) ○空港法(昭和三十一年法律第八十号)(抄) (着陸料等) 第十三条(略) 2 国土交通大臣は、前項の規定による届出がされた着陸料等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、空港管理者に対し、期限を定めてその着陸料等を変更すべきことを命ずることができる。 一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。 二 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該空港を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。 (旅客取扱施設利用料) 第十六条(略) 2・3(略) 4 国土交通大臣は、前項の規定による届出がされた旅客取扱施設利用料が特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるときは、当該指定空港機能施設事業者に対し、期限を定めてその旅客取扱施設利用料を変更すべきことを命ずることができる。 5(略)
31	9	1	(10)	⑥ その他の利用料金で料金収受する際の手続き等が法令等に定められている利用料金に関して当該法令等をご教示下さい。	現行新関空会社が収受している利用料金以外について収受する場合の現行法の確認は運営権者において実施して頂きます。
32	9	1	(10)	⑥ 空港利便施設のテナントから収受する賃料は、「その他の利用料金」に該当するか。	ご理解のとおりです。
33	9	1	(10)	運営権者は自らの経営判断で利用料金を設定できるとありますが、国からの変更命令が下ること以外で、例えば新関空会社の意向・要望などが働くことはあるのでしょうか。	各種料金は、関連法令及び基本方針に則り、運営権者が設定することができます。
34	9	1	(10)	①から⑥の利用料金の収受については、現行法で禁止されていないと理解しておりますが、同理解でよいかご教示ください。現行法の確認を応募者に転嫁することなく、新関空会社自ら確認をした上で発注するのが基本であると思料致しますが、この点ご確認願います。	①から⑤および駐車場使用料を含む現行新関空会社が収受している利用料金については、法令上料金収受が禁止されていないことは確認しております。
35	9	1	(10)	現在、着陸料は機材の重量や騒音値に単価をかけて算出されています。現行体系における単価水準の変更に加え、旅客数や搭乗率に応じた料金の導入など、料金体系の構成要素自体を変更することは許容されるでしょうか。	関連法令及び基本方針に則り、運営権者が自由に設定頂けます。
36	9	1	(10)	新規路線就航や増便に対する割引、ピークタイムの発着に対する料金上乗せなどは、差別的取り扱いでない限り、許容されると理解してよいでしょうか。	関連法令及び基本方針に則り、運営権者が自由に設定頂けます。
37	10	1	(10)	運営権設定に伴う、初期コスト(通常管理者側が負担すべきと考えられるコンセッション実施に伴う費用やアドバイザー一宛に支払う費用等)については、管理者たる新関空会社が負担するものと理解してよいかご教示頂きたい。	事業開始予定日前に新関空会社側にて発生する各種コストにつきましては、ご理解のとおりです。
38	10	1	(11)	A) 新関空会社が現在実施している業務で、「特定空港運営事業に係る業務」の対象とならず、事業開始後も、新関空会社が引き続き実施する業務には何が含まれるか、具体的な例示をお願いします。	関西国際空港連絡鉄道に係る第三種鉄道事業については、新関空会社が継続して実施し、一部の施設の運営維持管理を運営権者に受託頂きます。また、関西国際空港における給油施設運営事業については、新関空会社の実施する事業を運営権者に受託頂きます。さらに、売却予定移転補償跡地についてはその賃借及び管理・処分業務につき受託頂きます。
39	10	1	(11)	A) 義務的的事业に関する全ての収入および費用は現行の財務諸表類に含まれていると理解してよろしいでしょうか。	現在新関空会社が実施している事業を前提とすれば、義務的的事业に該当するものは現行の財務書類に含まれていると理解しております。
40	10	1	(11)	A) 航空管制業務は運営権者が行う義務的的事业に含まれず、引き続き国が行うという理解でよいかご教示下さい。	ご理解のとおりです。

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers	
	頁 Page	項 Clause				
41	10	1	(11)	A)	想定を超える事象(特に土地の不同沈下)は、対象外と考えてよいかご教示願いたい。	募集要項等をご確認下さい。
42	10	1	(11)	A)-(a)	義務的事業として「関西国際空港に係るものについては、土地の不動沈下に伴うジャッキアップ業務が含まれる」との記載がありますが、具体的にどのような業務をご教示下さい。 またこれまでのジャッキアップ、嵩上げの履歴についても具体的にご教示下さい。	審査の過程で開示する資料の中でお示します。なおジャッキアップ業務の概要については新関西空会社HPでご確認頂けます。 <a href="http://www.nkiac.co.jp/tech/sink/hudou.html">http://www.nkiac.co.jp/tech/sink/hudou.html</a>
43	10	1	(11)	A)-(a)-③	大阪国際空港では、大阪国際空港機能施設事業者に土地賃貸を行うとありますが、新関西空会社より使用賃借した土地を機能施設事業者へ転賃するとの理解で良いでしょうか。また、運営・管理業務を運営権者が直接行わない形態とする理由をご教示願います。	土地の賃貸についてはご理解のとおりです。当該業務は、新関西空会社とは資本関係のない別法人が現に実施しているからです。
44	10	1	(11)	A)-(a)-④	業務範囲となる④空港利便施設に店舗(エアロプラザ等を含む。)や宿泊施設の記述がありますが、エアロプラザ内施設はホテル日航関西空港を含め全て対象となるのでしょうか。	全て対象となります。
45	10	1	(11)	A)-(a)-⑤	基本方針において、大阪国際空港において運営権者は騒音影響に配慮した空港運用を行うとともに、防音工事・移転補償の実施等空港の周辺における環境対策を着実に実施するとされています。運営権者は空港の運用時間、一日の発着件数、低騒音機の導入等のルールを守り、騒音影響に配慮した空港運用を行う以外に、他の工事や移転補償を実施する責務を負うのかにつきご教示下さい。	責務を負いますが、詳細は募集要項等をご確認下さい。
46	10	1	(11)	A)-(a)-⑤ 脚注8	Ⅱ種区域の移転補償事業を行う可能性のある対象土地およびその移転補償事業に関する実施計画があれば、募集要項等にてお示しただけ可能ですでしょうか。	対象土地は審査の過程で開示する資料の中でお示します。実施計画はございません。
47	10	1	(11)	A)-(a)-⑥	関西・伊丹両空港間のアクセス交通について、運営権者が担う具体的な業務、責任範囲を示して下さい。	両空港間のアクセス交通自体は交通事業者が行うものですが、運営権者は、基本方針に則り、利用者の利便性向上のため交通事業者とともにアクセスの充実・強化に努めるものです。
48	10	1	(11)	A)-(a)-⑥	関西国際空港連絡橋の運営・維持管理業務は、特定事業から除かれておりますが、利用料金設定について新関西空会社としてはどのようなお考えでしょうか。運営権者が料金の引き下げを依頼することは可能でしょうか。	鉄道運賃は新関西空会社が鉄道事業者(JR西日本、南海)と協議して定める線路使用料等に基づき鉄道事業者が、道路通行料は道路事業者(NEXCO西日本)が定めるものであり、新関西空会社が定めるものではありません。なお、運営権者として各事業者に料金の引き下げを依頼することを妨げるものではありません。
49	10	1	(11)	A)-(a)-⑥	関西国際空港連絡橋(道路部分)の所有者は誰でしょうか。当該所有者の管理不備により連絡橋道路が使用できなくなった場合に生じる損害賠償の扱いについてご教示下さい。	関西国際空港連絡橋(道路部分)の所有者は(独)日本高速道路保有・債務返済機構です。損害賠償の取り扱いについては事前の取り決めはありません。
50	10	1	(11)	A)-(a)-⑥	関西国際空港連絡鉄道線鉄道施設は新関西国際空港が保有し、運営権者が管理受託業務を行うこととされていますが、鉄道施設の隠れたる瑕疵の扱いは空港用施設と同様で24ヶ月との理解でよいかご教示下さい。 特に関西国際空港に関して、空港へのアクセスに関しては運営権者の支配の及ばないところ、バスや電車運営者による運賃の値上げや空港運営に影響を及ぼすような交通サービスの障害が生じた場合に備えて、実施契約上、運営権者を保護する規定は置かれる予定でしょうか。	関西国際空港連絡橋鉄道事業の管理受託業務については募集要項等をご確認下さい。関西国際空港へのバス、鉄道については関連法令に基づき運営されております。
51	10	1	(11)	A)-(a)-⑥	バス停、タクシー乗場の運営は、業務範囲に含まれるか。	バス停、タクシー乗場の運営は各交通事業者の業務です。
52	10	1	(11)	A)-(a)-⑦	附帯業務に含まれる空港事業所及び新関西空会社への貸付の無償期間につきまして、明確な条件がございましたらお示しいただけますでしょうか。	事業期間にわたるものです。
53	10	1	(11)	A)-(a)-⑦	新関西空会社への事務所の貸付につきましては、当該貸付範囲を除いた現在の新関西空会社の事務所を運営権者が使用可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	10	1	(11)	A)-(a)-⑦	伊丹空港における空港事務所への土地貸付業務の無償理由について、ご教示いただけますでしょうか。併せて、関西国際空港における空港事務所への貸付業務は有償という解釈で宜しいでしょうか。	国が新関西空会社に伊丹空港関連資産を現物出資した際の経緯により、伊丹空港における土地貸付は一部無償となっています。関西国際空港における貸付については、原則ご理解のとおりです。

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers	
	頁 Page	項 Clause				
55	10	1	(11)		第三者への委託業務について、事前に通知が必要な水準(金額、内容他)および事由を募集要項等にてお示しただけですでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
56	10	1	(11)		委託禁止業務として提示されるものについては、具体的にどのような業務を想定しておりますでしょうか。	着陸料収受等の、法令に基づき委託できない業務を想定しています。
57	10	1	(11)		大阪国際空港と関西新国際空港でどのような路線・エアラインを受け入れるのかは、運営権者の裁量にゆだねられていると理解してよろしいでしょうか。例えば、極端なケースとして、大阪国際空港を廃港することは許容されるのでしょうか。	エアラインによる空港の利活用についての政策誘導等は、関連法令及び基本方針に即した上で可能ですが、個別の路線等の可否については、空港管理者、運営権者とも裁量はありません。なお、大阪国際空港の廃港につきましては基本方針に記載がございますのでご覧下さい。
58	11	1	(11)	A)-(a)-⑤	環境対策事業の具体的な内容、また本事業を行う上で制約となる環境対策事業の内容については、募集要項で開示されるとの理解でよろしいでしょうか。募集要項で開示されない場合には、どの段階での開示がなされるかご教示下さい。	募集要項等でお示しする予定です。
59	11	1	(11)	A)-(a)-⑦	土地貸付業務に含まれる軌道(大阪国際空港に限る。)の範囲のわかる資料を募集要項等でお示しいただけますでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
60	11	1	(11)	A)-(a)-⑦	CIQ、警察、消防、軌道等への土地貸付の対価の有無をご教示願います。	審査の過程で開示する資料の中でお示します。
61	11	1	(11)	A)-(a)-⑦	「ハイジャック防止対策への費用負担(1/2)」とありますが、運営権者以外が策定した実施内容の費用負担のみを行うという理解でよろしいのでしょうか。その場合、策定者は誰で、内容の事前協議は行われるのでしょうか。	費用負担についてはご理解のとおりです。国の定める国家民間航空保安プログラムに則り航空会社が費用を算定するものであり、協定に基づき一定の費用負担を行うこととなります。
62	11	1	(11)	A)-(a)-⑦	社宅とは何を指すか提示願います。	新関西会社及びOATの所有する福利厚生施設です。
63	11	1	(11)	A)-(b)	「(b) 管理受託業務」に含まれる「管理受託事務」とは、具体的にどのような業務か説明をお願いします。	募集要項等をご確認下さい。
64	11	1	(11)	A)-(b)	関西国際空港の航空機給油施設につきましては、運営権の設定対象外の施設であり、新関西会社から当該施設の管理業務を運営権者が受託する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	11	1	(11)	A)-(c)	基本方針において、大阪国際空港では既存施設の有用性の検証などを行うとともに、空港施設の最適配置などを通じ生じた用地の利活用の方策を検討するとされています。現在の具体的な土地利用方法や、空港の北側に位置する貨物倉庫の現在計画されている利用の拡大についてご教示下さい。	審査の過程で開示する資料の中でお示します。
66	11	1	(11)	A)-(c)	これは、新関西会社が外部売却を予定している土地を賃借することは義務でしょうか。なぜ、運営権者が新関西会社が売却する用地に賃借料を支払うのでしょうか。また、「管理・処分受託」の事務というのは、具体的にどのような業務でしょうか。	義務的事業である売却予定移転補償跡地の賃借及び管理・処分受託事務を実施する上で、売却予定移転補償跡地について賃借をして頂きます。業務内容としては、主に売却予定移転補償跡地の賃借、売却手続き等の事務代行を行う業務であり、詳細の内容及びスキーム等につきましては募集要項等をご確認下さい。
67	11	1	(11)	A)-(c)	新関西会社のグループ会社が、事業開始日時点において実施している業務には、事業目的である関西国際空港及び大阪国際空港の運営と必ずしも直接的関係がない事業(例えば、両空港以外での実施事業)も含まれるが、今後も同様の事業は、運営権者によって実施しなければならないということでしょうか。	新関西会社の承認を得た場合には、グループ会社の業務の内容等を変更することができます。
68	11	1	(11)	A)-(c)	新関西グループ会社への業務委託継続については、期間の制限の有無をご教示願います。また、業務の要求水準を守る限りにおいて、業務委託先を変更することは可能との理解でよろしいでしょうか。	新関西会社の承認を得た場合には、グループ会社の業務の内容等を変更することができます。
69	11	1	(11)	A)-(c)	その他の業務のうち運営権者が委託を継続する委託業務の委託料の総額はいくらとなるか、ご教示下さい。	審査の過程で開示する資料の中でお示します。
70	11	1	(11)	A)-(c)	新関西会社がグループ会社に委託している(運営権者が委託を継続する)業務は、募集要項で具体詳細に提示されるという理解でよいでしょうか。	審査の過程で開示する資料の中でお示します。

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers	
	頁 Page	項 Clause				
71	11	1	(11)	A)-(c)	事業・業務の内容の変更、及び任意事業の実施に対して、新関空会社が承認する際の客観的な判断基準は、募集要項で具体的に提示される予定でしょうか。また、現時点ではどのような基準になる予定でしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
72	11	1	(11)	A)-(c)	運営権者の義務的事業に、新関空グループ会社が業務開始日時点において実施している事業が挙げられているが、新関空グループ会社のうち完全子会社(株式持分100%)ではないものについては、当該事業を継続させるよう議決権を行使することで足り、他の株主により事業・業務の内容が変更される場合は、新関空会社の承認を要しないと理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	11	1	(11)	B)	「風俗営業」の定義が明確でないため、定義をお示し下さい。これは、例えばバーやカジノもこれに含まれるのでしょうか、それとも性的サービスを前提としたものに限られるのでしょうか。	風俗営業法に規定する業務です。
74	11	1	(11)	B)	「任意事業については新関空会社の承認を得た上で行うことができる」とありますが、事業者の選定過程(第一次審査、競争的対話、第二次審査)で提案・明記した事業について、その段で同社より疑義がなければ、それらの事業については承認されたものであると認識してよいでしょうか。	事業実施時に新関空会社の承認を取得頂く必要があります。
75	11	1	(11)	B)	新関空会社として、任意事業として想定しているものはあるか。認められない事業はあるか。	具体的に想定している事業はありません。なお認められない事業は実施方針に記載のとおりです。
76	11	1	(11)	B) 脚注13	任意事業の一例として、神戸空港の一元運営を挙げられていますが、事業者提案時に盛り込まれることを期待されているのでしょうか。あるいは、あくまで本事業とは全く別の事業としてご認識されているという理解でよろしいでしょうか。	本件は、関空・伊丹空港のコンセッションでありますので、神戸空港については、管理者である神戸市が定めるものであり、新関空会社が関与するものではありません。脚注は、神戸空港の運営主体の変更が行われる場合には運営権者がそういった交渉を行うことができるという手続きを記載したものです。
77	11	1	(11)	B) 脚注13	神戸空港の管理者が空港の運営を本事業の運営権者に委託することは確実な予定なのでしょうか。本事業の提案に反映させることは可能でしょうか。その場合、神戸空港の管理者と交渉が可能となる時期はいつでしょうか。	本件は、関空・伊丹空港のコンセッションでありますので、神戸空港については、管理者である神戸市が定めるものであり、新関空会社が関与するものではありません。脚注は、神戸空港の運営主体の変更が行われる場合には運営権者がそういった交渉を行うことができるという手続きを記載したものです。なお、現時点においては、具体的対応が可能な段階にはないものと承知しております。
78	11	1	(11)	B) 脚注13	脚注13に、「神戸空港の管理者と交渉を行うことができる」とされていますが、これは、神戸空港に関する任意事業を実施しようとする場合、新関空会社の承認は必要ない、という理解でよろしいでしょうか。	任意事業の実施には新関空会社の承認が必要です。
79	11	1	(11)	B) 脚注13	神戸空港については運営権者の任意事業となっておりますが、提案内容に神戸空港を対象に含めることは審査上加点評価することは想定していらっしゃいますでしょうか。審査における神戸空港の位置づけにつきましてご教示頂けますでしょうか。	本件は、関空・伊丹空港のコンセッションでありますので、神戸空港については、管理者である神戸市が定めるものであり、新関空会社が関与するものではありません。脚注は、神戸空港の運営主体の変更が行われる場合には運営権者がそういった交渉を行うことができるという手続きを記載したものです。なお、現時点においては、具体的対応が可能な段階にはないものと承知しております。
80	11	1	(11)	B) 脚注13	神戸空港の運営権が設定される場合について、運営権者が神戸空港の管理者と交渉できる旨が記載されていますが、運営権者そのものでなくても、SPC株主が別にSPCを設立して行っても一体的な運営は可能と考えます。特に既存投資家全ての合意を得ることが難しい場合などは容易に想定できますので、このような取り組み方針も認められるべきかと思いますが如何でしょうか。また現在の神戸空港の一日60便の制限は、近畿圏の空域の問題から設定されていると聞いておりますが、伊丹・関空の便数に影響を与えないと、神戸空港の増便はできないと考えた方がよいのでしょうか。	本件は、関空・伊丹空港のコンセッションでありますので、神戸空港については、管理者である神戸市が定めるものであり、新関空会社が関与するものではありません。脚注は、神戸空港の運営主体の変更が行われる場合には運営権者がそういった交渉を行うことができるという手続きを記載したものです。
81	11	1	(11)	B) 脚注13	「神戸空港の管理者と交渉を行うことができる」とあるが、関西全体の航空需要拡大の観点から、運営事業者自らが管理者側に自主的な交渉を行うことができると考えてよいのか。	実施方針脚注13に記載のとおり、運営権者は神戸空港の管理者と交渉を行うことができます。

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers
	頁 Page	項 Clause			
82	11	1	(11)	旅客施設におけるテナントとの賃貸借契約等の既存契約の引継に際して、テナントの同意取得等の業務が発生するものと思われませんが、当該業務は運営権者ではなく新関空会社が実施するという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
83	11	1	(11)	連絡橋の部分等の扱いについて顕著だと思われませんが、業務範囲と運営権の設定範囲、ないしは資産の譲渡範囲はほぼ1対1で対応していると考えて宜しいでしょうか。	原則として一致しています。 なお、連絡橋は道路、鉄道とも運営権の範囲には含まれません。
84	11	1	(12)	① 関西国際空港連絡橋について運営権の設定対象とならないと記載されている一方、管理受託事務を委託するとありますが、具体的な業務内容(スキーム等)をご教示いただけますでしょうか。また、受託料収入は頂けるという理解で宜しいでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
85	11	1	(12)	① 「公共施設等運営権」設定の対象となる財産のなかに、行政財産は含まれる予定でしょうか。	行政財産は含まれません。
86	11	1	(12)	① 関西国際空港及び大阪国際空港で、運営権を分けて設定することは検討されていますでしょうか。	運営権を分けて設定することは想定しておりません。
87	11	1	(12)	① 現時点で対象外とされる公共施設運営権においても、事業開始後以降に新関空会社所有となった場合は運営権対象予定と方針されております。45年という長い運営期間において、運営権等の逐次追加(あるいは取り消し)可能性につき、より網羅的にご検討いただき、数字面・事業面における対応策をご提示いただけますでしょうか。	原則的に、運営権者の投資等による新たな資産の取得を想定しております。
88	11	1	(12)	①-a 関西国際空港連絡橋(道路部分)とありますが、道路部分と、そうでない部分は図面等で明確に区分できるものかと考えてよいでしょうか。	図面上で区分は可能です。審査の過程で開示する資料の中でお示します。なお、連絡橋については道路・鉄道とも運営権の対象になっておりません。
89	12	1	(12)	①-c 関西国際空港航空機給油施設について公共施設等運営権の設定対象外とした理由についてご教示頂きたい。	給油施設運営事業に関連する法令により、運営権対象事業とすることができないからです。
90	12	1	(12)	①-d 脚注14 第三者が所有する施設が新関空会社の所有となることとなる場合、事前に運営権者への通知はございますでしょうか。また、運営権者が当初予定していない管理費等の支払いが生じることで、運営権等対価の支払い減額等の措置はございますでしょうか。	原則的に、運営権者の投資等による新たな資産の取得を想定しております。対価については、詳しくは募集要項等をご確認ください。
91	12	1	(12)	②、④ 当該使用貸借権については賃借料が発生し、運営権者が運営権対価とは別に負担をするということになりますでしょうか。また、その場合、賃借料はどの様に決められるのでしょうか。(入札参加者による提案の対象となりますでしょうか。それとも募集要項等に確定値が記載されるのでしょうか。)	使用貸借に運営権対価と別の料金を設定することは想定していません。詳しくは、募集要項等をご確認下さい。
92	12	1	(12)	②、④ 「土地・建物等使用貸借契約」の契約期間は、事業期間と同じであると理解してよろしいでしょうか。	事業期間にわたるものです。
93	12	1	(12)	②、④ 土地使用貸借権、建物使用貸借権の対象となる具体的な資産の例示をお願いします。	募集要項等をご確認下さい。
94	12	1	(12)	②、④ 事業期間中に限り、運営権者が使用貸借権を事業期間中に買い戻すことを条件に譲渡することは可能でしょうか。	運営権者は、使用貸借権を前提としてテナントへの部分転貸等が可能となりますが、使用貸借権全体を譲渡することはできません。
95	12	1	(12)	⑤ 現テナントが新関空会社に差し入れております敷金・保証金の取り扱い(運営権者への承継等)はどのようになるのでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
96	12	1	(12)	⑤ バス、タクシーの運行について運営権者が承継する義務はあるか。	募集要項等をご確認下さい。なお、バス停、タクシー乗りの運営は各交通事業者の業務です。
97	12	1	(12)	⑥ 移管を受けるおおよその資産金額規模をご教授下さい。また、そもそも与えられる動産等所有権とは、どのようなものを想定されておりますでしょうか。その他の業務(P.11 第1.1.(11)(c))に係る資産の一部という理解で宜しいでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers	
	頁 Page	項 Clause				
98	12	1	(12)	⑥	動産等所有権に関し、事業期間中の更新頻度や更新時の権利形態(所有・賃貸等)について、自由な裁量権が与えられていると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、具体的には募集要項等をご確認下さい。
99	12	1	(12)	⑦	新関西空会社から実施方針【別紙1】に掲げる新関西グループ会社の株式を取得することとなった背景・経緯をお示し頂きたい。	両空港の運営事業は、新関西会社及びグループ会社が一体となって実施しているものであり、円滑な運営のため当該グループ企業の引継ぎが必要と考えております。
100	12	1	(13)		大阪国際空港の駐車場の拡大計画が存在していると理解しております。計画されている拡大は運営権者が行うべきものであるか、事前に実施されるものかにつきご教示下さい。	運営権者の判断及び責任で実施して頂きます。
101	12	1	(13)		建設作業の移行に関し、「事業開始日以降の本事業に関する建設作業」の具体的内容についてご教示下さい。また建設工事内容の変更については協議可能でしょうか。	審査の過程で開示する資料の中でお示します。建設工事内容の変更については、運営権者との間でその時点で可能な範囲での協議はできるものと考えます。
102	12	1	(13)		貴社からの工事請負契約の承継によって運営権者が負担する工事代金超過分は、あくまで設計変更等の運営権者の帰責事由に基づくものに限定し、物価上昇等の運営権者の帰責事由でないものについては貴社負担という理解で宜しいでしょうか。	承継時点で明らかとなっている額の範囲を新関西会社は負担し、それ以外は運営権者の負担となります。詳細は募集要項等をご確認下さい。
103	12	1	(13)		「運営権者は、工事代金が当該額を超過した場合には、負担することとする予定である」とありますが、工事箇所の削減等による工事費圧縮は、可能でしょうか。	募集要項等をご確認下さい。なお、建設工事内容の変更については、運営権者との間でその時点で可能な範囲での協議はできるものと考えます。
104	12	1	(13)		現在、新ターミナルビル(T3)が計画されておりますが、本工事に関して運営権者が実施及び費用負担の責任を有するという理解でよろしいでしょうか。また、本事業契約後に計画の見直し等を行うことは可能でしょうか。	事業開始日以降について、ご理解のとおりです。計画の見直しについては可能な範囲での協議はできるものと考えます。
105	12	1	(13)		現在想定している設備投資について、現在の新関西会社における資本的支出・収益的支出の分類、及び税務会計処理についてご教示下さい。	募集要項等をご確認下さい。
106	12	1	(13)		運営事業終了時における建設作業の移行についても、同様の考えでよいでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
107	12	1	(13)		新関西会社が使用する工事請負契約約款をお示ください。	審査の過程で開示する資料の中でお示します。
108	12	1	(14)	①	運営権対価の基準額490億円(予定)を上回る提案には加点されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	12	1	(14)	①	45年間の長期に亘る運営事業のため、万一、単年度あるいは複数年で想定以上の収益が確保できず、提案価格の支払いが実施出来ない場合、当該支払債務について一定の支払猶予期間を取って頂く等の対応は可能でしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
110	12	1	(14)	①	最低提案価格は年度毎の収益連動負担金に影響されず、新関西会社への毎年度の支払いは、最低提案価格+収益連動負担金と考えてよろしいでしょうか。	最低提案価格と収益連動負担金の関係については、実施方針第1.1.(14)に記載のとおりです。新関西会社への毎年度の支払いについてはご理解の通りです。
111	12	1	(14)	①	履行保証金の差し入れ時期や、運営権の対価につきまして、事業年度毎に支払う時期及び、履行保証金の返還時期について、ご教示いただけますでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
112	12	1	(14)	①	運営権の対価に関し、最低提案価格の考え方(算出方法)が説明されておりますが、審査に当たりましては、最低提案価格をどれだけ超過する提案がなされているかについて評価するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	12	1	(14)	①	金利上昇や格下げ等の理由により新関西会社の資金調達のスプレッドが上昇した結果、新関西会社の債務が円滑に履行されない事態に陥った場合においても、運営権者が追加的負担を強いられることはないかと理解してよいかご教示頂きたい。	ご理解のとおりです。



番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers	
	頁 Page	項 Clause				
114	12	1	(14)	①	伊丹空港については、基本方針に『その廃港も含め、将来のあり方を今後検討する』と記載されているが、実際に廃港することとなった場合、運営権の取扱いについては取消し処分となるのかご教示頂きたい。また、取消し処分ではなく、期中に運営権の範囲が関西国際空港に限定・縮減される取扱いとなる場合は、以降の運営権の対価の減額や履行保証金の返還(廃港前の履行保証金残高と廃港後に改めて見直された履行保証金積立必要額の差額)措置が採用されることとなると理解してよいかご教示頂きたい。	伊丹空港の将来的なあり方については、基本方針において、「空港運営事業者は、伊丹空港について、中央リニア新幹線の開通など周辺状況の抜本的な変化を見直し、その廃港も含め、将来のあり方を今後検討する。」とされており、運営権者が自ら主体的に、廃港も含め、検討することとなります。 さらに、伊丹空港の廃港の場合には、基本方針の見直しが必要となるものであり、当該見直しの際には、運営権者が構成員である協議会の意見を聞くものとされており、従って、いずれにしても、伊丹空港の廃港を含めた将来のあり方については、運営権者の意に反する対応はなされません。 御質問については、今般の運営権の設定は、両空港一体で行うものです。また、対価等の調整は想定しておりません。
115	12	1	(14)	①	運営権の対価支払いと金融債務(元本、利息の支払い)の優先順位はどのようにお考えでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
116	12	1	(14)	①	運営権対価の支払いは毎年同額行われることを前提に考えていらっしゃる様ですが、債務返済の不足分については新関西国際空港株式会社ないしは土地保有会社等にて借り換え等が行われたり、保証金を充当したりするという事でしょうか。	新関西空会社としては運営権者から收受する運営権対価等により連結債務に係る所要の償還・借換え等を行うこととなります。
117	12	1	(14)	①	「契約締結時に定められた額を事業期間にわたり、事業年度ごとに支払う」について、1事業年度が1年に満たない場合の額は期間按分と明示される予定でしょうか。また、明示されず提案による場合は、選定基準を明示下さい。	期間按分となりますが、詳細は募集要項等をご確認下さい。
118	12	1	(14)	①-i)	運営権の対価の基準価格が、「両空港の事業から生み出されるキャッシュフローに鑑み、490億円とする予定である」とする計算根拠・ヴァリュエーションの目線をご明示頂けますと幸いです。	両空港の事業に係るキャッシュフローについてはこれまで財務諸表等で開示している資料を参照下さい。
119	12	1	(14)	①-i)	履行保証金、運営権対価、収益連動負担金等に関する評価基準についてお示し下さい。	事業期間にわたり支払われるべき毎年固定額の運営権対価の提案を適切に評価するために基準価格を設定することとしており、具体的には募集要項等をご確認下さい。
120	12	1	(14)	①-i)	基準価格の設定にあたっては、株式・動産等の譲渡対価その他実施契約に定める対価のうち募集要項等に示す一定額を控除するとあるが、具体的な方法についてお示し下さい。	実施方針脚注15に記載のとおり、基準価格の設定にあたって所要の金額を控除することを予定しており、具体的には募集要項をご確認下さい。
121	12	1	(14)	①-i)	会計上、運営権の取得価額は、割引現在価値により算定された無形固定資産として計上されると理解しておりますが、この際の割引率に関してご教示下さい。 1) 履行保証金の利率である1.1%を用いると理解してよろしいでしょうか。 2) 上記ではない場合、別途募集要項等で契約利率として明示される予定でしょうか。 3) 上記1と2いずれでもない場合には、運営権者の資金調達コストの加重平均値を用いて計上するという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
122	13	1	(14)	①	新関西空会社が、基準価格(490億円)×事業期間(45年)で得られる額と、新関西空会社側で負っている債務額との差について、新関西空会社の事業期間中の税金、運営コストの他、現時点でどういったものを想定しているのかお示しいただけますでしょうか。	残存債務の金利等を想定しています。
123	13	1	(14)	①-ii)	「収益」の定義は損益計算書上での「営業収益」のみと考え「営業外収益」や「特別利益」は含まないと考えてよろしいでしょうか。	収益の具体的な内容は、募集要項等をご確認下さい。
124	13	1	(14)	①-ii)	収益連動負担金における、毎事業年度の収益を1300億円とした根拠をお示しください。	過去の営業収益等を勘案して設定しました。
125	13	1	(14)	①-ii)	収益連動負担金については、【1,300】億円については固定値、【10】%部分については応募者により異なる変動値として提案が実施されるという理解でよいかご教示頂きたい。	評価に関してはご理解のとおりです。 収益連動負担金の支払い時は現実の収益にご提案の率を乗じた額をお支払い頂きます。
126	13	1	(14)	①-ii) 脚注16	収益連動負担金の毎事業年度の収益に対する割合について、概ね10%を上限とする背景についてご教示いただけますでしょうか。	収益連動負担金の割合の上限については、それにより新関西空会社が事業の変動リスクを引き続き一部シェアすることによる影響を十分考慮した上で設定しております。

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers	
	頁 Page	項 Clause				
127	13	1	(14)	①-iii)	<p>①履行保証金に対する金利効果は、履行保証金の減額が進めば、その効果も減額されるという評価をするのでしょうか。</p> <p>②運営権の対価については、45年間のトータルを評価するのかそれともあくまでも初年度の運営権の対価額を評価の対象とするのでしょうか。</p> <p>③運営権者が保有する保証金返還請求権については譲渡について制限がつかうのでしょうか。</p>	<p>①1.1%の減額効果は、運営権対価設定の際の最低提案価格の計算にのみ用いられ、運営権対価は、実際の履行保証金の未償還額の減少によることなく、期間を通して一定となります。</p> <p>②期間を通して一定の運営権対価をご提案いただくことを想定しています。</p> <p>③募集要項等をご確認下さい。</p>
128	13	1	(14)	①-iii)	<p>履行保証金の金利効果である1.1%という数値について、現在の[30]年国債の利回り[1.68]よりも低くなっていますが、この数字の根拠についてご教示ください。</p>	<p>新開空会社に生じる金利効果等を考慮して1.1%を採用しております。</p>
129	13	1	(14)	①-iii)	<p>履行保証金の金利効果を1.1%と定めていますが、今後募集要項配布開始までに引き上げる可能性はありますでしょうか。</p>	<p>新開空会社に生じる金利効果等を考慮して1.1%とする予定です。</p>
130	13	1	(14)	②	<p>収益連動負担金の範囲を細かく切り分けることは可能でしょうか。例えば、空ビルと滑走路は連動させるが、貨物倉庫の賃料収入は連動させないなどが考えられます。今後開示される、賃貸借条件の違い等で細かな収益メカニズムが必要になる可能性が考えられます。</p>	<p>募集要項等をご確認下さい。</p>
131	13	1	(14)	②	<p>収益連動負担金について毎事業年度の収益が一定の金額を越えた場合とそれ以下の場合とで毎事業年度の収益に対する割合設定を変更することは可能でしょうか。</p>	<p>詳細は募集要項等をご確認頂ければと思いますが、毎事業年度の収益に対する割合設定を年度や収益の上下によって変更することは考えておりません。</p>
132	13	1	(14)	②	<p>収益が想定以上に下振れる場合は、空港運営についても民間事業者の帰責範囲を超えた事象が起きている可能性があります。その場合の貴社のリスク分担についての考え方をお聞かせいただければと思います。</p>	<p>リスク分担の基本的考え方については実施方針第3.9.に記載のとおりです。具体的には、募集要項等をご確認下さい。</p>
133	13	1	(14)	②	<p>収益が上振れた場合、収益連動負担金を大きく支払うこととなり、当初想定されている490億円を超えた支払いが運営権者に発生しますが、その場合の当該超過部分について、貴社における用途の方向性について、考え方をお示しいただけますでしょうか。</p>	<p>債務の早期返済等に充当します。</p>
134	13	1	(14)	②	<p>収益が上振れた場合、収益連動負担金を導入しない場合に比し、多額の運営権対価を支払うこととなりますが、そこにキャップを設けることは可能でしょうか。</p>	<p>収益連動負担金は収益が上下いずれに変動した場合にも収益額に一定率を乗じた価格とするものですが、具体的には募集要項等をご確認下さい。</p>
135	13	1	(14)	②	<p>収益上振れ時には収益連動負担金を多く支払うことで、収益下振れ時の備え(例えば、運営権対価の支払いが一部減額される等)として機能させることは検討可能でしょうか。</p>	<p>収益連動負担金は収益の変動に応じて支払額が変わる弾力的な仕組みであると理解しております。具体的には募集要項等をご確認下さい。</p>
136	13	1	(14)	②	<p>毎事業年度の収益は、売上(収入)を意味するものかと思料しますが、収益の具体的な内容・範囲をご教示下さい。(運営権者SPC単体か否かなど)</p>	<p>収益の具体的な内容は、募集要項等をご確認下さい。</p>
137	13	1	(14)	②	<p>一般的に、単純に売上高や収入などに一定の割合をかけるような計算式の場合、インセンティブの働く方向としては、「売上高や収入などは拡大せず、利益率を改善させる。」ことになるため、本事業で目指すような「航空輸送需要の拡大」には直結しにくくなると考えられます。通常、営業利益や税前利益などの「利益連動」の方が望ましいと考えておりますが、「収益(又は売上)連動」とする理由は何でしょうか。</p>	<p>本事業が目指す「航空輸送需要の拡大」の局面においては、収益・利益ともに増大すると考えており、収益連動負担金を採用しております。</p> <p>毎期の支払いに収入連動部分を一部入れる提案を可能とすることで、様々なバリエーションのご提案を可能としたものです。</p>
138	13	1	(14)	②	<p>収益連動負担金の運営権者側の会計処理に関して、新開空会社としての現時点のご見解をご教示願います。</p>	<p>募集要項等をご確認下さい。</p>
139	13	1	(14)	② 脚注17	<p>注17で、「収益連動負担金の毎収益事業年度の収益に対する割合については、概ね10%を上限とすることを想定している」とあります。これに関しては</p> <p>1) 毎年度10%で固定と想定されているのでしょうか。</p> <p>もしくは</p> <p>2) 各年度毎に上限割合を変更可能でしょうか(例えば、運営期間当初は20%まで上限とし、期間後半は5%とするなど)。</p>	<p>10%以下の割合で固定いただくことを想定しています。</p>

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers	
	頁 Page	項 Clause				
140	13	1	(14)	③	新関空会社から実施方針別紙1に掲げる新関空グループ会社の株式を取得する際の譲渡価格の支払方法(一括、分割等)について、現段階でのお考えをお示しいただけますでしょうか。	株式等の譲渡対価は一括払いを想定していますが、具体的には募集要項等をご確認下さい。
141	13	1	(14)	③	株式・動産等の譲渡対価その他実施契約に定める対価については、募集要項等において金額が明示され、応募者の提案対象からは除外されるものと考えてよろしいでしょうか。また、その対価は運営権対価とは別に支払う必要があるものであり、事業期間終了時には、予め定められた条件の基で対価が計算され、新関空会社へ対象となる株式・動産等が譲渡されるという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	13	1	(15)		如何なる主体が履行保証金のクレジットリスク及び中立性を考慮し、その保管主体となるのかご教示ください(新関空会社、独立第三者又は国)。	国の100%出資会社である新関空会社が保管主体です。
143	13	1	(15)		履行保証金の返還方法について、当実施方針によれば定額で減額することを想定しているように思われますが、業績が下振れした際に、保証金を一部多めに取り崩すこと等により、運営権の支払を一定程度カバーするような建てつけとすることも可能か否かご教示願います。	実施方針に記載のとおり、履行保証金は実施契約に基づき適正に義務を履行した場合は事業期間の経過に応じて運営権者に返還するものです。具体的には、募集要項等をご確認下さい。
144	13	1	(15)		「履行保証金」が事業期間の経過に応じ、返還されるための「義務」の内容についてご教示下さい。	実施契約に基づく運営権者の義務を想定していますが、具体的には募集要項等をご確認下さい。
145	13	1	(15)		履行保証金の「算定方法」を募集要項に示すとの記載がありますが、ここで言う「算定方法」とは「契約締結時に定められた一定額の履行保証金」の設定根拠と同義と解釈してよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	13	1	(15)		一定額の履行保証金の差入れが運営権者の義務となることを改めて確認させて頂きたい。	実施方針に記載のとおり、一定額の履行保証金の差入れが義務となる予定です。
147	13	1	(15)		新関空会社における履行保証金の使途・流用用途について現時点の考え方をお示し頂きたい。	既存債務の返済等に充当致します。
148	13	1	(15)		履行保証金の未返還部分が没収されるのは、運営権者事由の解除の場合のみとの理解で宜しいでしょうか。	帰責事由ごとの解除の際の効果の基本的考え方は実施方針にお示ししたとおりですが、具体的には募集要項等をご確認下さい。
149	13	1	(15)		新関空会社が受領した履行保証金について、運営権者への返還を担保するため、分別管理、運用方法の限定、担保権の設定など、何らかの措置が講じられるべきと考えますが、現在想定されているものはありますでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
150	13	1	(15)		運営権者が破綻した場合、履行保証金とNKIACの債権は相殺されるという理解でよろしいでしょうか。仮に相殺される場合、その順位はどうなりますでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
151	13	1	(16)	①	新関空会社から株式を取得する子会社について職員の雇用を維持した上で、会社の統合・再編を行うことは可能でしょうか。	新関空会社の承認を得れば可能です。
152	13	1	(16)	①	新関西国際空港株式会社の現在の職員の内、そのまま現会社に残す方と運営権者が雇用する方との区別の考え方を聞かせ下さい。	募集要項等をご確認下さい。
153	13	1	(16)	①	運営権者が負う新関空会社子会社職員の雇用条件に対する「一定の義務」について、詳細をご教示下さい。	募集要項等をご確認下さい。
154	13	1	(16)	①	新関空会社及びその子会社職員の雇用に関してですが、運営権者の判断で人事異動(配置転換等)を行うことは可能でしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
155	13	1	(16)	①	新関空会社様や子会社様の職員について、雇用承継の義務はありますが、雇用条件の見直しは運営権者の判断で可能でしょうか	募集要項等をご確認下さい。
156	13	1	(16)	①	運営権者が雇用承継の義務を負う新関空会社の職員については、運営権者への出向ではなく、転籍という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers	
	頁 Page	項 Clause				
157	13	1	(16)	①	新関空会社に在籍する国からの出向職員に関する条件は募集要項で別途示されるという理解でよろしいでしょうか。	国からの出向職員に関しては、運営権者への出向または転籍は想定されません。
158	13	1	(16)	①	新関空会社及び新関空グループ会社の取締役および執行役員について、本項の対象外であり、運営権者は承継の義務を負わないことになりませんか。それとも承継する義務を負うことになりませんか。	新関空会社または新関空グループ会社と雇用契約が成立している職員等が承継の対象となる予定ですが、募集要項等をご確認下さい。なお、新関空会社から運営権者に移行する職員は運営権者に転籍することとなりますが、グループ会社については運営権者が株式を取得することとなり、取扱いが異なります。
159	13	1	(16)	①	新関空会社の職員について、新関空会社が業務を受託する前提のため、一部は引き続き新関空会社に残るご想定と理解しておりますが、一定期間後(5年を超えない範囲との注釈あり)は改めて運営権者側にて雇用するのかどうか、現時点でのお考えをお示し頂けますでしょうか。	新関空会社の職員で運営権者に移行する者は、一旦運営権者に転籍したうえで新関空会社に出向する形態を想定しており、一定期間後に改めて運営権者側で雇用する職員は想定していませんが、具体的には募集要項等をご確認下さい。
160	13	1	(16)	①、②	継承中の職員に関する費用並びにこれら職員の役務提供による収益は、新関空会社と運営権者の間でどのように負担・配分されるのでしょうか。	収益、費用とも運営権者に帰属します。
161	13	1	(16)	②	「事業開始日以降一定期間に限り～委託することを想定している」とありますが、その詳細は募集要項等に示されると考えてよいでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
162	13	1	(16)	②	本項記載の業務委託期間後の扱いに関し、①新関空会社への再度の委託の可否、②当該職員の運営権者への出向受入の可否、③当該職員の運営権者への転籍受入の可否についてご教示下さい。	①再度の委託は想定しておりません。 ②委託期間中に運営権者職員により業務遂行できる体制を構築頂く想定です。 ③当該職員の転籍受け入れは想定されません。
163	13	1	(16)	②	義務的業務のうち一部の業務については事業開始以降一定期間に限り、新関空会社に当該業務を委託することを想定しているとのことですが、たとえば年間利用者数1,500万人以上の他空港にて業務受託実績があるなど、一定の条件を満たす場合には当該業務の対象から除外していただくことは可能でしょうか。	特定の業務についての新関空会社への業務委託は、現に両空港において国からの出向者が空港運営に不可欠な業務に従事しており、その代替要員の育成に一定の期間を要すると考えられることから講じる措置です。具体的には募集要項等をご確認下さい。
164	13	1	(16)	②	義務的業務のうち一部の業務については事業開始以降一定期間に限り、新関空会社に当該業務を委託することを想定しているとのことですが、当該業務については新関空会社によるモニタリングの対象としない、との理解で宜しいでしょうか。また、当該業務に対する国による検査については、新関空会社にてご対応いただけるのでしょうか。	運営権者は義務的業務の実施主体としての責務は負いますが、新関空会社が受託者として適正に履行することになります。
165	13	1	(16)	②	義務的業務のうち特に高い専門的知識・経験が求められる業務については、一定期間に限り、運営権者が新関空会社に当該業務を委託することを想定しており、運営権者は人員を新関空会社に出向させ、技術移転を受けて人材育成等により必要な体制を整備するとありますが、当該期間終了後に業務に必要な人材は人材育成を通じて運営権者が独自で確保すべきでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、特定業務に従事する職員については以下の類型が想定されます。①新関空会社の職員で国からの出向者：運営権者には転籍せず、特定業務に従事し、一定期間経過後は国等の他の業務に従事、②国からの出向者を除く新関空会社の職員であって特定業務に従事する者：運営権者に転籍の上、新関空会社に出向、特定業務に従事し、一定の期間経過後は運営権者に復帰、③運営権者が新規に雇用し、特定業務に従事させようとする者：新関空会社に出向、特定業務に従事し、一定の期間経過後は運営権者に復帰。
166	13	1	(16)	②	運営権者が貴社に業務委託を実施すると規定されている「飛行場運用業務」とは、航空管制運航情報官が担う「飛行場情報業務」を指しているのか。	現在新関空会社職員が行っている飛行場運用業務ですが、具体的には募集要項等をご確認下さい。
167	13	1	(16)	②	貴社への業務委託については、運営権者による将来の適正な業務実施において必要なプロセスで引き継ぎの一環と考えられる為、無償での実施となるの理解で宜しいでしょうか。	適正な業務対価を頂く予定です。詳しくは募集要項等をご確認下さい。
168	13	1	(16)	②	新関空会社へ業務委託する4つの業務に関して、それぞれ配置予定の職員数及び運営権者に求められる出向者数をご教示願います。	募集要項等をご確認下さい。
169	13	1	(16)		運営権者による雇用承継後の、新関空会社の組織・役員・従業員について、どのような組織となるのか、現時点で判明している範囲でご教示頂きたく存じます。	審査の過程で開示する資料の中でお示します。

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers
	頁 Page	項 Clause			
170	14	1	(17)	積立金について以下記載の点についてご教示下さい。 1)新関空会社が運営権者に積立義務を課すか否かの判断は、どのような基準をもって行われるのでしょうか。 2)運営権者が新関空会社に対して差し入れる形式での積立金を想定しているのでしょうか。または運営権者名義の預金等により、自主的にリザーブする積立金を想定されているのでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
171	14	1	(17)	返還計画において積立義務が課されうる積立金は、運営権者が事業期間残り5年間で行うべき更新投資の履行を担保するためのものであって、基本的には、かかる5年間の更新投資の金額を基礎に算定される金額であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	14	1	(17)	事業期間終了に伴い、御社等に空港用施設を返還する際の運営権経済価値はゼロ評価でしょうか。定期借地権のようなイメージでしょうか。	運営権は事業期間終了日をもって消滅します。そのため経済価値はゼロとなります。
173	14	1	(17)	事業者が旅客施設や貨物施設等を新設(新規投資)した場合、その不動産が事業終了時に新関空会社又は新関空会社の指定する第三者へ所有権が移転される対象となるか、原状回復の対象となるかの判断は、新規投資に対する貴社の承認時に行われ、事業期間中にその判断が変更されることはないと考えてよろしいでしょうか。	運営権設定対象となるかならないかの判断の時期については、ご理解のとおりですが、旅客施設や貨物施設については、必ず運営権設定対象となります。
174	14	1	(17)	必要となる更新投資の新関空会社様と運営権者の負担割合については第3-3①記載のとおりと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	14	1	(17)	「予め決められた移転手続きによる」とありますが、手続きについてどの段階で定めるのかご教示下さい。	募集要項等をご確認下さい。
176	14	1	(17)	新関空会社から実施方針別紙1に掲げる新関空グループ会社の株式を取得しますが、事業期間終了後の当該株式の処分はどのようにお考えでしょうか。	グループ会社の株式は、基本的に、事業期間終了時に新関空会社等に移譲されることが想定されますが、具体的には募集要項等をご確認下さい。
177	14	1	(17)	事業期間終了に伴い、空港用施設を新関空に返還もしくは第三者に引渡し、業務を引き継ぐ際に、「運営権者は必要な人員が移管されるよう努める」とあるが、想定されている「移管すべき必要な人員」とは、どの人員を指すのでしょうか。	事業期間終了後も適切に両空港を運営することが可能となるよう所要の人員の移管を図る趣旨であり、具体的には募集要項等をご確認下さい。
178	14	1	(17)	空港利便施設(店舗等)の拡張を行い、新関空会社とは関係の無い、運営権者の系列会社が運営を行っていた場合においても、事業期間の終了時に、当該運営会社の人員を新関空会社に移管するのでしょうか。	移管は想定されません。
179	14	1	(17)	事業期間終了時、運営権者が所有する株式・動産等(運営権者が所有する不動産等を含む)は時価で売買されるとの認識でよろしいでしょうか。また、価格交渉を行うことは可能でしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
180	14	1	(17)	「事業期間残り5年6か月前までに」返還計画を策定し、実行し始めるということは、その時点までに新関空会社から、新関空会社もしくはその指定する第三者が当該事業期間終了時に事業を引き継ぐ旨のコミットメント、並びに引き継ぐ資産、引き継がない資産の指示がいただけるという理解でよろしいでしょうか。	返還計画策定に係る事項については、募集要項等をご確認下さい。
181	14	1	(17)	事業終了時の施設返還に関する『事業期間残り5か年間の返還計画』において、どのような事項・内容を記載すべきか現段階でのお考えをお示し頂きたい。	募集要項等をご確認下さい。
182	16	1		本事業の優先交渉権者の選定は、競争性のある随意契約によるかとありますが、選定の結果、優先交渉権者と随意契約を結ぶとの認識でよろしいでしょうか。	実施方針第2.2.(4)「優先交渉権者選定後の手続き」をご参照下さい。
183	16	2	(2)	① 募集要項、実施契約書案等は公表されないという理解でよろしいでしょうか。	公表は致しませんが、関心表明書をご提出頂いた方にはお示しする予定です。

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers	
	頁 Page	項 Clause				
184	16	2	(2)	①	守秘義務対象資料とは具体的にどのような資料を予定されているのでしょうか。各資料の名称でも結構ですのご回答下さい。	募集要項等をご確認下さい。
185	16	2	(2)	①	融資金融機関、無議決権株主、匿名組合出資者に、守秘義務対象資料を開示する手続きは募集要項で定めらるか。	募集要項等をご確認下さい。
186	16	2	(2)	①	新開空会社およびグループ会社の主たる取引先の開示予定はあるか。	募集要項等及び審査の過程で開示する資料の中でお示しします。
187	16	2	(2)	①	関心表明書のフォーマットはどの様なものなのかお示しください。また、代表者印は必要となるのでしょうか。	関心表明の手続きは別途ご案内する予定です。
188	16	2	(2)	①	関心表明書はどの企業でも提出可能でしょうか。また、この段階で募集要項の配布を受けられないことはございますでしょうか。	関心表明の手続きは別途ご案内する予定です。なお、関心表明書を受け付けた方には募集要項等を配布致します。
189	16	2	(2)	①	関心表明書の受付、参加資格申請書類の受付について、海外からの原本送付に要する時間を考慮し、弁護士等の代理人による提出等の措置が可能かご教示ください。	関心表明の手続きは別途ご案内する予定です。
190	16	2	(2)	①	関心表明提出時に新開空会社又は国の方から個社名の開示があるのでしょうか。	関心表明受付者の個社名公表は想定しておりません。
191	16	2	(2)	①	アドバイザーについても、関心表明書を提出すれば募集要項等の配布をうけられるのでしょうか。あるいは、募集要項等の配布を受けた代表企業等から開示させることをご想定でしょうか。	関心表明の手続きは別途ご案内する予定です。
192	16	2	(2)	①	関心表明書における表明の程度として、金融機関の関与・関心、金融機関の融資確約等はどの程度求められるのか予めご教示頂きたい。	関心表明の受付に特段ご指摘のような要件を設定することは考えていませんが、関心表明の手続きは別途ご案内する予定です。
193	16	2	(2)	①	参加資格審査通過者に対して守秘義務対象資料が開示され、当該内容を精査した結果、本件事業に応募しないことを希望する事業者はペナルティなしで辞退可能でしょうか。	ペナルティ無しでの辞退は可能ですが、辞退後も守秘義務は遵守して頂きます。
194	16	2	(2)	①	参加資格審査において、選定手続きへの参加希望者に必要とされる参加資格要件とは、「第2-3-(1)の①から⑦の全てを充足する者」ということでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、応募者に求められる要件については、実施方針第2.3.(3)を参照下さい。
195	16	2	(2)	①	記載のスケジュールを前提とすると、平成26年11月頃から平成27年1月頃まで参加資格審査書類の受付がなされる予定であると解して良いか。	募集要項等をご確認下さい。
196	16	2	(2)	①	第一次審査書類の提出期限の時点で参加資格要件を充足していればよいと解して良いか。	募集要項等をご確認下さい。
197	16	2	(2)	②	参加希望者であって、構成員としての応募を検討している場合、参加資格がない場合があると思われるが、その場合は参加資格審査に応募しなくてよいという解釈で良いか。	構成員として参加される時点において、審査致しますので、当初の参加資格審査に応募する必要はありません。
198	16	2	(2)	②	参加資格審査通過者以外のコンソーシアム構成員になろうとする者が、第一次審査および第二次審査において複数のコンソーシアムに参加することは可能でしょうか。	同時に複数のコンソーシアムに参加することは想定していません。具体的には、募集要項等をご確認下さい。
199	16	2	(2)	②	審査の詳細(方法、基準、項目、配点)についてご教示下さい。 ①第一次審査の評価点は第二次審査に持ちこされるのか。 ②一次審査と二次審査の提案内容に乖離が生じることは問題ないのか。	募集要項等をご確認下さい。
200	16	2	(2)	②	応募者以外の関係者(議決権株式以外に出資する投資家、その他協力会社等)に関し以下の点についてご教示下さい。 ①現在想定している規制事項はあるか。 ②審査プロセスのどの段階で具体的な先を決定する必要があるか(全ての先を決定するのは難しいと考えております)。	募集要項等をご確認下さい。

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers	
	頁 Page	項 Clause				
201	16	2	(2)	②	第二次審査における運営権の対価等の提案額については「当該金額を最終価格とし、コミットメントレターの添付を義務づける」とされていますが、これに対し、第一次審査における運営権の対価等の提案額はどのような位置付けのものとして理解すればよろしいでしょうか。	第一次審査において運営権対価等の提案を求める趣旨は、提案額が最低提案価格を上回ることの応募者の意思を確認する点にあります。具体的には、募集要項等をご確認下さい。
202	16	2	(2)		参加資格審査に参加し、同審査に通過できなかった企業は、第一次または第二次審査において他のコンソーシアムに参加することは可能でしょうか。	実施方針第2.3.(3)を参照下さい。また、募集要項等をご確認下さい。
203	16	2	(2)		第一次審査に参加し、同審査に通過できなかった応募企業及びコンソーシアム構成員は、第二次審査において他のコンソーシアムに参加することは可能でしょうか。	ご指摘の場合の取扱いについては、募集要項等をご確認下さい。
204	16	2	(2)		関心表明書を提出せず、参加資格審査・第一次審査に参加しなかった投資家(例:金融投資家、年金基金)も、第二次審査前に規定の要件(例:第2-3-(1)-①～⑥、第2-3-(2)-④)を満たす場合には、第二次審査においてコンソーシアム構成員になることは可能でしょうか。	基本的には可能であると考えており、具体的な取扱いは募集要項等をご確認下さい。
205	17	2	(2)	②	第一次審査の結果、1社(1グループ)となっても特定事業の選定の取り消しは行われないと考えてよろしいでしょうか。	2者以上の応募者から第一次審査書類の提出がなかった場合に加え、第2.2.(5)②の事由により取り消されることがあります。
206	17	2	(2)	②	第一次審査書類の受付以降にコンソーシアム構成員の追加をする際の追加構成員については、参加資格審査通過者からの申し出後の確認の時点で参加資格要件を充足していればよいと解して良いか。万一、異なる場合は、参加資格要件を充足しているべき時期をご教示願いたい。	募集要項等をご確認下さい。
207	17	2	(2)	② 脚注19	①注19は第一次審査へ向けて組成されるコンソーシアム構成員(参加資格審査通過者以外)にも適用されるという理解でよろしいでしょうか(当該注が第一次審査書類受付以降に関する注となっているための確認です)。 ②一般的に、コンソーシアムへの参加の可否は守秘義務対象書類の開示を受け、社内的な検討経るというプロセスになるかと思いますが、守秘義務対象資料の開示を受けることができる「構成員」とは構成員候補者という理解でよろしいでしょうか。	①第一次審査へ向けて組成されるコンソーシアム構成員(参加資格審査通過者以外)への情報開示も同様に考えておりますが、詳細は募集要項等をご確認下さい。②「構成員」とは構成員候補者というご理解のとおりです。
208	17	2	(2)	③	競争的対話の結果、募集要項等の修正がなされる可能性について言及がありますが、当該変更により本件事業がさらに効果的に行われるものである事項を提案し、要項等の変更に貢献した事業者に対しては、選定上有利となるインセンティブなどが与えられるのでしょうか。また、インセンティブの無い場合には、有効な提案を実施した事業者の評価はどのように担保されるのでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
209	17	2	(2)	④	第二次審査における運営権の対価等については、第一次審査における提示額を下回る事も可能との理解でよろしいでしょうか。また、その際、最低提案価格を下回るケースも許容されるとの理解でよろしいでしょうか。	第一次審査における提示額を下回る提案は可能ですが、最低提案価格を下回る提案はできません。
210	17	2	(2)	④	運営権の対価等の提案額を最終価格とし、とあるが、実際の譲渡価格は当該金額から変更はないという理解で良いか、もしくは新聞空会社との協議を経て変更される場合はあるのでしょうか。	実施方針に記載のとおり、第二次審査における提案額は最終価格とすることとしており、変更は想定していません。具体的には、募集要項等をご確認下さい。
211	17	2	(2)	④	コミットメントレターの法的性格、具体的な記載内容につきましてご教示いただけませんでしょうか。	資金調達の実現性を確認できる内容の書面をご提出いただくことを考えております。具体的には、募集要項等をご確認下さい。
212	17	2	(2)	④	第二次審査において求められる「コミットメントレターの添付」には、保証金全額(例:出資金及び銀行借入)についてのコミットメントレターが必要でしょうか。	資金調達の実現性を確認できる内容の書面をご提出いただくことを考えております。具体的には、募集要項等をご確認下さい。
213	17	2	(2)	④	将来のアンニアルフィーの支払に関するコミットメント(例:支払保証)については同様に何らかのレターは必要でしょうか。	当該記載はアンニアルフィーに対するコミットメントレターを意図しません。
214	17	2	(2)	④	コミットメントレターは、負債性及び無議決権株式等による資金調達先やストラクチャー構造まで含めて全て決定した上で提出する必要があるか。	資金調達の実現性を確認できる内容の書面をご提出いただくことを考えておりますが、コミットメントレターの発行要件を指定することは想定していません。具体的には、募集要項等をご確認を下さい。

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers	
	頁 Page	項 Clause				
215	17	2	(2)	④	第2次審査において運営権の対価等の提案額を提出する際に求められるコミットメントレターについては、間接的に金融機関に対してどの程度の関与を求め、また、どの程度金融機関に対する拘束力を伴うものとなるのか予めご教示頂きたい。	資金調達の実現性を確認できる内容の書面をご提出いただくことを考えております。具体的には、募集要項等をご確認下さい。
216	17	2	(2)	④	「運営権の対価等の提案額」には「履行保証金」は含まれないという理解でよいでしょうか。	「運営権の対価等」には履行保証金は含まれませんが、「履行保証金」についての提案も頂くこととしています。
217	17	2	(3)	b	事業実施方針および事業計画を策定するにあたっては、基本方針との整合性に配慮する必要があるが、統合法の基本方針は概ね3年で見直されることとなり、足許での同方針の見直し予定・目途についてご教示頂きたい。	基本方針の変更の要否につきましては、国の判断となりますが、現時点で基本方針の見直しの予定はないと認識しておりますので、ご提案に当たっては現在の基本方針を前提として頂ければと思います。なお、コンセッション実施後、基本方針の見直しが必要となった際には、国が協議会の意見を聴きつつ、適宜見直すこととなり、運営権者は、両空港の運営に当たり基本方針の見直しが必要と判断した場合、国に対しその旨の申し出を行うことが出来ることとなっております。
218	17	2	(3)		審査の中で融資金融機関、無議決権株主、匿名組合出資者を明らかにすることが求められるか。	募集要項等をご確認下さい。
219	18	2	(4)		優先交渉権者選定後は、更新情報等を開示していただける機会は予定されておりますでしょうか。予定されている場合、更新情報を受けて、優先交渉をペナルティなく辞退することは可能でしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
220	18	2	(5)	①	新関空会社は応募者の提出書類を一部公開するところ、秘密事項(応募者により秘密であると解される事項)については開示されないことにつき確認願います。	秘密事項については配慮致します。
221	18	2	(5)	①	優先交渉権者とならなかった応募者の提出書類について、一部公開するところがあるが、どのような内容が公開される可能性があるか、ご教示下さい。	現時点で具体的な想定はありません。
222	18	2	(5)	②	「本事業を実施することが適当でない」と判断した場合に公募を取り消すとともに、特定事業の選定を取り消すとありますが、具体的にどのような場合を想定されているのでしょうか。	現時点で具体的な想定はありません。
223	19	3	(1)	②	投資事業有限責任組合(LPS)等の組合は、実施方針第2-3-(1)②(19頁)の要件を充足し、コンソーシアム構成員となることができるか、ご教示下さい。例えば、LPSにおいて、無限責任社員(GP)が法人である場合又は社員(GP及びLP)が法人である場合には、PFI法第9条第1項第1号との関係で、「法人」であると解してよいでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
224	19	3	(1)	③	海外企業に関しては、3.(1)③の資格要件をどのように確認されるのでしょうか。	相当する倒産法制に照らして、自己申告をして頂くことを想定しています。
225	19	3	(1)	④	「国等関係機関」とは具体的にはどのような組織・機関を指すのかご教示願いたい。	募集要項等をご確認下さい。
226	19	3	(1)	④	新関空会社の指名回避についての考え方についてご教示下さい。	当社の指名回避基準については以下のHPをご覧ください。 <a href="http://www.nkiac.co.jp/order/15000000/264/simeikaihi.pdf">http://www.nkiac.co.jp/order/15000000/264/simeikaihi.pdf</a>
227	19	3	(1)	④	「・・・に基づく指名回避の措置を受けている期間中の者でないこと。」との記載がありますが、期間について具体的な期日をご教示下さい。 (例：二次審査書類の提出期限～優先交渉権者の選定)	募集要項等をご確認下さい。
228	19	3	(1)	⑤、⑥ 脚注20	参加希望者の参加資格要件⑤および脚注20並びに⑥において、『公募アドバイザー又はその子会社及びこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のあるもの』として客観的なクリアエリアが設置されているが、当該要件を充足することは必須要件となるのか。	必須要件であると考えています。
229	19	3	(1)	⑥	参加希望者の参加資格要件⑥において『本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと』とあるが、当該アドバイザーとは具体的にどのような業務範囲や役割等を担う者を想定しているのか現段階でのお考えをお示しい頂きたい。	事例ごとに個別に審査させていただきます。



番号 No.	該当箇所 Relevant Section				質問 Questions	回答 Answers
	頁 Page	項 Clause				
230	19	3	(1)	⑦	(A)の(i)から(iii)までの実績及び(B)の実績は、国内における実績のみならず海外における実績も含むという理解でよろしいでしょうか。	国内に限りません。具体的には、募集要項等をご確認下さい。
231	19	3	(1)	⑦	後段(3)②及び③において、結局、応募者としては(A)及び(B)両方の要件が求められています。また、代表企業でないコンソーシアム構成員には本⑦号における要件は求められていません。だとすれば、本⑦号の「以下の要件のうちいずれかを満たしていること。」は、何の要件なのでしょう。	実施方針第2.2.(2)①の参加資格要件です。
232	19	3	(1)	⑦-(A)	「我が国の法令・ビジネス慣習を熟知」「関西国際空港及び大阪国際空港の設置・運営経緯を承知」「我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与する意思」に関しては、応募者の予見可能性を高めるため、具体的かつ客観的な基準をお示しいただけますでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
233	19	3	(1)	⑦-(A)	⑦-(A)-(i)、(ii)の要件について、複数個所の実績の合計によりクリアしていることも要件を満たすと理解して良いでしょうか。	複数個所の実績の合計では要件を満たしているとは認められません。
234	19	3	(1)		ファンドが空港オペレーター等としてコンソーシアム構成員となる場合、当該ファンド運営の法人がオペレーションを行い、当該ファンド自体が運営権者の議決権付株主となる形態での参加は可能か。	募集要項等をご確認下さい。
235	20	3	(1)	⑦-(B)	空港運営事業の経験・知見を提供する意思を有しており、年間旅客数1500万人以上の国際空港を運営する能力を有すると認められることとありますが、これは新聞空会社が判断するのでしょうか。また、その際の判断基準はどのようなものなのでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
236	20	3	(2)	③	代表企業は、たとえば2社が共同代表という形式を採ってもよろしいでしょうか、ご教示ください。	代表企業は単独企業を想定しております。
237	20	3	(2)	④	運営権者の全ての議決権株式は、応募企業及びコンソーシアム構成員に割り当てられる旨記載されていますが、参加資格審査通過者や代表企業について、議決権付き株式を何%有している必要があるといった基準があればご教示下さい。	議決権付き株式保有比率の数値基準はありません。募集要項等をご確認下さい。 なお、応募企業又はコンソーシアム構成員による議決権株式の保有については、実施方針第2.3.(2)において、「第一次審査を通過した応募企業又はコンソーシアムが、第二次審査書類の受付前までにコンソーシアム構成員を追加する場合には、当該追加は、第一次審査通過時の応募企業又はコンソーシアム構成員が合計して運営権者の議決権株式の過半の割当てを受ける範囲内で行えるものとする。」とされており、議決権株式の過半の割当てを受ける範囲内で行えるものとする。」とされています。
238	20	3	(2)	④	実施方針P20.(2)④によれば、第一次審査を通過した応募企業又はコンソーシアムが、第二次審査書類の受付前までにコンソーシアム構成員を追加する場合には、当該追加は、第一次審査通過時の応募企業又はコンソーシアム構成員が合計して運営権者の議決権株式の過半の割当てを受ける範囲内で行えるものとする」と記載があります。本事項を満たせば構成員を増やすのに特設新聞空会社から承諾を得る必要はないと理解してよいかご教示下さい。	ご理解のとおりです。具体的には、募集要項等をご確認下さい。
239	20	3	(2)	④	以下について可能かご教示願います。 ①第一次審査において複数のコンソーシアム構成員として応募。 ②第一次審査を通過したコンソーシアム構成員が第二次審査にあたり、当該コンソーシアムを脱退し、他のコンソーシアム構成員として応募(参加)。 ③第一次審査不通過となったコンソーシアム構成員が第二次審査に当たり他のコンソーシアム構成員として応募。	同時に複数のコンソーシアムに参加することは想定していません。その他、ご指摘の場合の取扱いについては、募集要項等をご確認下さい。
240	20	3	(2)	④	「第一次審査を通過した応募企業及びコンソーシアムが、第二次審査資料の受付前までにコンソーシアム構成員を追加する場合には、当該追加は、第一次審査通過時の応募企業又はコンソーシアム構成員が合計して運営権者の議決権株式の過半の割当てを受ける範囲内で行える」を満たしている限り、第一次審査通過後の代表企業の変更は認められるという理解でよろしいでしょうか。	代表企業の変更は認められません。

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers	
	頁 Page	項 Clause				
241	20	3	(2)	④	SPCへの出資に係り、応募者又は応募者の子会社が無限責任組合員(GP)として、意思決定権を持たない(又は意思決定権が極めて限定された)有限責任組合員(LP)の資金の委託を受けて投資を行う組合等の出資形態も許容され得るとの理解で宜しいでしょうか。併せ、このような出資形態とする場合、有限責任組合員(LP)については無議決権株式の株主同様、入札審査にあたり、具体的な投資家の詳細を明らかにする必要は無いとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
242	20	3	(2)	④	コンソーシアムにあって、代表企業及び各構成員による運営権者の議決権株式の保有比率や出資金額(又は完全無議決権株式を含めた資本金額)について制限はないか。	応募者に求められる要件が満たされるのであれば、議決権付き株式保有制限はありません。募集要項等をご確認下さい。 なお、応募企業又はコンソーシアム構成員による議決権株式の保有については、実施方針第2.3.(2)において、「第一次審査を通過した応募企業又はコンソーシアムが、第二次審査書類の受付前までにコンソーシアム構成員を追加する場合には、当該追加は、第一次審査通過時の応募企業又はコンソーシアム構成員が合計して運営権者の議決権株式の過半の割当てを受ける範囲内で行えるものとする。」とされております。
243	20	3	(2)	④	コンソーシアム構成員は、運営権者の議決権株式を子会社等を経由して間接的に保有することが可能との理解で宜しいでしょうか。なお、ここで「子会社等」には、投資事業有限責任組合(LPS)又は海外における類似の組合でも許容され、LPSが運営権者の議決権株式を保有し、コンソーシアム構成員は、当該LPSの有限責任組合員(LP)となる仕組みも許容されますでしょうか。上記が許容される場合、第一次審査においては、コンソーシアム構成員が運営権者の株式を直接保有する仕組みを提案していた場合でも、第二次審査において、子会社等(ファンドを含む。)を経由した間接的な保有の仕組みを提案することは可能でしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
244	20	3	(2)	④	投資家から資金を募集し、運用する法人、組合等が本議決権株式の割当てを受けることとする場合、仮に第二次審査書類受付前までに当該法人、組合等の概要(実質的な運用者を含む。)を明らかにしなければならないとしても、当該法人、組合等を設立し、投資家を募集するのは、優先交渉権者の選定手続が終了した後でもよいでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
245	20	3	(2)	④	第一次審査において、ある企業がコンソーシアム構成員として運営権者に直接出資することを想定していた場合において、第二次審査において、当該企業が運営するファンドが、当該企業が割当てを受ける予定であった議決権株式(運営権者の過半)の割当てを受けるものとする事は可能(すなわち、第2-2-(2)②(16頁～17頁)・第2-3-(2)④(20頁)との関係で、実質的には、コンソーシアム構成員の脱落・追加には該当しない。)でしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
246	20	3	(2)	④	第一次審査で応募したコンソーシアムの中の企業が、第二次審査までにコンソーシアムから脱退した場合、応募者としてどのような手続きをとればよろしいでしょうか。また、具体的に脱退が認められるのはいかなる場合でしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
247	20	3	(2)	④	議決権株式の総額について最低金額を設けることを想定しておりますでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
248	20	3	(3)	③	投資家から資金を募集する法人、組合等(いわゆるファンド)がコンソーシアム構成員となる場合、参加希望者の参加資格要件、とりわけ実施方針第2-3-(1)⑦(A)及び(B)の要件は、ファンドの実質的な運営者を判定の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
249	20	3	(3)	③	例えば、第2-3-(1)⑦(A)の要件を満たす者と同(B)の要件を満たす者が共同で設立した運用会社が運用するファンドがコンソーシアム構成員となる場合、当該コンソーシアムは、実施方針第2-3-(1)⑦(A)及び(B)の要件を満たす構成員を有するものと解して宜しいでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
250	20	3	(3)	③	上記の場合において、参加資格要件の判定対象となる者は、ファンドを実質的に運営することに加え、何らかの形で自己の資金を拠出することが、要求又は期待されますでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers	
	頁 Page	項 Clause				
251	21	3	(3)	⑤	航空運送事業者については、SPCが子会社もしくは関連会社とならない範囲であれば、コンソーシアムに加えてもいいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
252	22	2			「民間事業者に本事業を実施させることにより、当該民間事業者が、そのノウハウを最大限活用しつつ、(中略)民間事業者の柔軟な創意工夫による、空港ビジネスの展開を可能とする」という事業背景・目的からすれば、新関空グループ会社の事業体制の変更には、制約がかからない事が当然のように考えられますが、新関空会社が運営権者の計画する事業体制の変更等を認めない場合の具体例を列挙いただけますでしょうか。	個別の申請ごとに判断し、本事業の目的を達成する上で不適当と考えられる場合のみ、承認を行わないことを想定しています。
253	22	2			新関空グループ会社のうち完全子会社(株式持分100%)ではないものについては、他の株主による当該新関空グループ会社株式の処分及び当該新関空グループ会社の事業体制の変更について、新関空会社の承認を要しないとの理解で宜しいでしょうか。	他の株主の判断によるものは承認を要しません。
254	22	2			資産保有義務に関する新関空会社の「承認」は、どのような基準に基づいて行われるか、募集要項で具体的に示される予定でしょうか。	募集要項をご確認下さい。
255	22	2			承継された動産(株式を除く)について、対象業務に拘わらず処分可能という理解で宜しいでしょうか。	空港運営が適切に実施される範囲で、特に制限を設けることは想定していませんが、募集要項等をご確認下さい。
256	22	2			「動産以外については、～承認を得なければ処分できない」とございますが、具体的に何を指しますでしょうか。例えば、事務所等の不動産の拡張(新規投資)という理解で宜しいでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
257	22	3		①	運営権者が、新たにターミナルビルやホテル棟、店舗棟を新築することは可能でしょうか。禁じている新規投資に該当していないので、<拡張>として、「d.」に該当すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
258	22	3		①	修繕又は拡張にかかる資本支出を行うことが客観的に合理的である場合、運営権者は当該資本支出のうち耐用年数が2060年以降にも及ぶ回収不可能金額について(当該資本支出にかかる新関空会社による事前の承認の有無にかかわらず)補償されるのかにつきご教示下さい。	事業期間終了時点で未回収と見込まれるため新関空会社に費用の負担を求めることができる更新投資の対象は、拡張に係るものに限り、かつ、新関空会社による事前の承認が必須です。
259	22	3		①	事業期間終了時未回収となる資産の買取に関し、受益の継続及び買取価格についての判断基準をご明示いただきたい。	募集要項等をご確認下さい。
260	22	3		①	運営権者が空港用施設の更新投資に要した費用は、運営権者の貸借対照表に計上されるのでしょうか。また、計上されるとすれば、(a)どのような勘定科目名となるのでしょうか、また(b)償却期間は何年となるのでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
261	22	3		①	維持・補修について、自らの判断・費用にて維持・補修及び拡張を実施する、とありますが、各設備についての耐用期限から大規模改修が予想されます。詳細を検討するにはコンサルが必要になり、算出には時間がかかると考えます。おおよその実施時期や費用についてお示しいただけるでしょうか。(主に空港ビルの設備等について)	アドバイザーであるオーヴ・アラップ・アンド・パートナーズ・ジャパン・リミテッド作成の設備投資計画に関するレポートを審査の過程で開示する予定です。
262	22	3		①	維持・補修について、従来の実施方法での費用等の情報は開示いただけるでしょうか。	審査の過程で開示する資料の中でお示します。
263	23	3		①	更新投資の承認基準及び新関空会社の費用負担についてご教示下さい。	更新投資の実施による要求水準の維持は基本的に運営権者の責務となります。募集要項等をご確認下さい。
264	23	3		①	運営権者による空港用施設の投資完了後、貴社に無償譲渡部分の固定資産税も貴社負担という理解で宜しいでしょうか。	固定資産税等は運営権者に負担していただくことを想定しています。募集要項等をご確認下さい。
265	23	3		①	事業期間終了時点での投資回収が困難、且つ終了後も受益が継続することが期待される更新投資については、一部新関空会社への費用負担を求めることが出来るとありますが、拡張に係るものに限った理由をお示しいただけますでしょうか。	機能維持のための更新投資は、要求水準達成のための義務という位置づけです。

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers
	頁 Page	項 Clause			
266	23	3	①	事業計画の提案において、予め本事業期間終了時点で未回収と見込まれる更新投資計画(事業期間の終盤における更新投資等)を盛り込むことは可能でしょうか。可能な場合、新関西空会社の費用負担となる部分について、運営権の対価等の提案額より控除する必要があるのでしょうか。	事業期間の終盤における更新投資の内容を提案段階で特定することは困難が伴うと考えられますが、具体的な取扱いについては募集要項等をご確認下さい。
267	23	3	①	空港用施設の更新投資に係る未回収見込み分について新関西空会社が負担する仕組みに関し、不可抗力事由によって運営権者が保険受取金をもって負担する費用との関係について、ご教示願います。例えば、その受益の大半が事業期間終了後に見込まれる場合においては、同様に新関西空会社が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	当該復旧費用は更新投資(拡張に係るもの)に該当しないため、新関西空会社による負担は生じません。
268	23	3	①	関西国際空港及び大阪国際空港において、本事業期間中、空港用施設(例えば、旅客施設)の「建設」(新規投資)・「改修」(いずれも運営権GLに定義が整理されているPFI法上の用語。実施方針別紙2参照。)は全く行われないということではなく、(新関西空会社による承認等を前提に)運営権者による運営権の枠外の事業として又は新関西空会社の事業(若しくは新関西空会社を管理者等とする別のPFI事業)として行われる余地があるとの理解で宜しいでしょうか。	PFI法上の「建設」「改修」が仮に行われる場合には、その実施方法はその段階で検討されることとなります。なお、本事業においては、PFI法上の「建設」及び「改修」は実施方針第3.3.①の「新規投資」「改修」に限られるとの整理です。従い、旅客施設の建設は、「拡張」に該当し、新関西空会社の承認を得た上で、本事業の運営権者の判断で、自らの費用において実施することとしております。
269	24	3	① ③	①空港用施設と③その他の業務及び任意事業の施設の更新投資等は、所有対象の取扱が異なるとお示し頂いております。 ①空港用施設(P9.第1.1.(9))における滑走路、誘導路～事務所、店舗等の施設と、②その他の業務(P11.第1.1.(11)A)(c))に重複する部分(例えば、店舗)があると見受けられますが、どのように整理すれば宜しいでしょうか。	募集要項をご確認下さい。
270	24	3	③	ターミナルビル建設等の新規投資については、更新投資と同様に運営権者が自らの判断で、自らの費用において行うとの理解で良いか。	ターミナル建設等については、「拡張」として、新関西空会社の承認を得た上で、運営権者自らの判断で自らの費用において実施することとされています。
271	24	5	②	現在のNKIACにて、記載のセルフモニタリングのような、要求水準の充足についての確認作業は行っているか。セルフモニタリングのコストはどの程度と想定されるか。	新関西空会社が自ら定めた基準に則りまた所管機関等の検査等も受け事業運営しております。コストについては、審査の過程で開示する資料の中でお示しします。
272	24	5	② ③	現時点で想定している、運営権者のセルフモニタリングの要件、新関西空会社によるモニタリング方法は、募集要項において、具体的に示されると理解してよろしいでしょうか。また現時点で予定されている項目があればご教示をお願いします。	募集要項等をご確認下さい。
273	24	5	④	要求水準未達成の場合に課せられる積立金の積立義務は、改善計画の遂行を担保するためのものであり、基本的には、改善計画の遂行に合理的に必要な費用を基礎に算定される金額であるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
274	24	5		要求水準書(案)は募集要項の一部として提供されることが予定されるところ、新関西空会社が事業期間中において単独で変更又は更新することのできる範囲として、如何なる内容が想定されているのかご教示下さい。	募集要項等をご確認下さい。
275	25	7		財務情報開示については、法令上作成が必要となる財務諸表以外に、新関西空会社が要求する項目について、募集要項において、具体的に示されると理解してよろしいでしょうか。また現時点で予定されている項目があればご教示をお願いします。	募集要項等をご確認下さい。
276	25	8	②	議決権株式の新規発行及び処分についての制限について詳細をご教授下さい。	募集要項等をご確認下さい。
277	25	8	②	議決権を有さない株式以外の出資、借入等に譲渡制限はあるのでしょうか。	想定しておりません。
278	25	8	②	議決権株主が他社への株式譲渡を禁止される期間を設けられるのは、空港運営が当初株主により安定的に運営される期間が必要とのご判断によるものでしょうか。	審査により確認された事業方針・事業運営能力等が維持される必要があるためです。

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers
	頁 Page	項 Clause			
279	25	8	②	「本議決権株式を保有する者(以下「議決権株主」という。)は、募集要項などで示す期間が経過するまでの間、自ら保有する本議決権株式を、他者に対して処分を行ってはならない。」とありますが、他者とは運営権者も含まれる、すなわち自己株式の買い取りも容認されないとの理解で宜しいでしょうか。 また、新規発行により本議決権株式を取得した者も一律、当該期間が経過するまでの間処分できないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
280	25	8	②	議決権株式の処分が可能となるまでの一定期間、新関空会社の承諾における基準をご明示いただきたい。	議決権株式の処分が可能となるまでの間の処分は認められません。
281	25	8	②	議決権株主は、募集要項などで示す期間が経過するまでの間、自ら保有する本議決権株式を、他者に対して処分を行ってはならない、とありますが、第一次審査通過時の応募企業又はコンソーシアム構成員でない、第二次審査時から参加する少数株式を保有するコンソーシアム構成員も同様に、当該期間は本議決権株式の処分を行ってはならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
282	25	8	②	当該期間の経過後にあっても、第二次審査時から参加した少数議決権株式を保有するコンソーシアム構成員(議決権株主)は、当該株式の処分を行う場合は、新関空会社の事前の承認が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
283	25	8	②	本議決権株式と、本完全無議決権株式の2種類の出資形態についての記載がありますが、それ以外の種類株式等の発行についても認められているのでしょうか。	無議決権株式である限り種類株式等の発行についてもご提案頂けます。
284	25	8	②	コンソーシアム構成員に出資している株主の変更については、募集要項などで示す期間に関わらず、新関空会社の事前の承認なく変更できるとの理解で正しいでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
285	25	8	②	有限責任組合員(LP)が資金を拠出し、委託を受けた応募者又は応募者の子会社である無限責任組合員(GP)が当該資金の運用を行う組合等により本議決権株式を所有する仕組みが認められる場合、本議決権株式の処分に係る制約を受けるのは、あくまで株主たる当該組合そのものであり、原則としては、実質的な意思決定権を持たないLPの組合持分の処分まで制約を課す意図は無いものと理解して宜しいでしょうか。	空港運営に係る意思決定への関与に着目している点をご理解のとおりですが、募集要項等をご確認下さい。
286	25	8	②	代表企業とコンソーシアム構成企業との間で、責任義務の差について言及されておりませんが、その理解で宜しいでしょうか。	代表企業は実施方針記載の要件を満たす必要があります。
287	25	8	②	無議決権株式投資家には特段の資格要件はないとの理解で良いか。	ご理解のとおりです。
288	25	8	②	株式以外の資金調達(匿名組合出資、社債発行等)について、33頁の民間資金等活用事業推進機構を除き記載がないが、特段の制限はなく、実施の有無、時期、出資者属性等を含め運営権者の裁量との理解で良いか。	議決権株式以外の資金調達については、ご理解のとおりです。
289	25	8	②	譲渡を予定されている新関空会社グループ各社の増減が今後生じた場合、当然その分、取得対価に反映されるという理解で宜しいでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
290	25	8	②	募集要項などで示す期間が経過するまでの間において禁止される本議決権株式の処分は、譲渡(譲渡担保を除く。)を意味し、担保権(譲渡担保権を含む。)の設定は、かかる期間においても許容されるとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
291	25	9		テロ行為等により、ある一定期間の空港閉鎖による収入減や空港用施設への損害が生じた場合、リスク分担の考え方をお示し下さい。	募集要項等をご確認下さい。
292	26	9	(1)	不可抗力の具体例として実施方針では「地震」「津波」が挙げられておりますが、通常であれば保険対象外となる、「テロ」や「疫病」も不可抗力の対象に含まれますでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers
	頁 Page	項 Clause			
293	26	9	(1)	関西国際空港又は大阪国際空港のいずれかのみ、不可抗力によって甚大な被害が生じて事業継続が不可能となった場合、どのような取り扱いになるのでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
294	26	9	(1)	『新関空の負う一定の負担』とはどのようなルールを考慮しておられるのでしょうか。また、新関空が負う負担の残りは、誰が負担するのでしょうか。	本事業に起因するリスクについては、新関空会社と運営権者として分担することになります。その範囲については、募集要項等をご確認下さい。
295	26	9	(1)	不可抗力により事業の一部または全部の実施が不可能になり、新関空会社が実施契約上の義務を一時的に免責する場合においては、履行保証金は返金されるのでしょうか。	免責された義務以外の義務が履行されていれば、返金されることとなると想定していますが、募集要項等をご確認下さい。
296	26	9	(1)	地震等により(空港施設自体には大きな被害はないが)関西国際空港(又は大阪国際空港)へのアクセス手段である連絡橋、鉄道、高速道路等に大規模な損害が発生し、空港アクセスが困難又は大幅に制約を受ける等の事態についても不可抗力に含まれるという理解で良いか。	募集要項等をご確認下さい。
297	26	9	(1)	運営権の設定日から事業開始日の間にタイムラグが発生するものと理解しておりますが、その期間に不可抗力等による損害が発生した場合のリスク分担はどのような整理となりますでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
298	26	9	(1)	「運営権者は、事業期間中、新関空会社が定める基準以上の保険に加入しなければならない。なお、新関空会社が承諾したときは、運営権者が保険加入に代替する措置を取ることを認める」とありますが、代替する措置というのはどのようなものを想定していますでしょうか。	例えば、リザーブを積む等が想定されると考えておりますが、運営権者による提案事項といたします。募集要項等をご確認下さい。
299	26	9	(1)	事業中断による逸失利益を補償する利益保険(Business Interruption Policy)の手配の要否について。	募集要項等をご確認下さい。
300	26	9	(1)	保険金受取限度額として火災の場合【350】億円、地震の場合【100】億円という具体的な金額の提示がなされたが、それぞれの額の妥当性について検討した経緯・背景・考え方についてお示し頂きたい。	資産規模、リスク分析等を参考に設定致しました。
301	26	9	(1)	保険金受取限度額(火災保険:【350】億円/地震保険:【100】億円)について提示がなされたが、かかる限度額については、新関空会社の既存の保険加入条件と同水準と考えてよいかご教示頂きたい。仮に、提示された保険金受取限度額を充足する保険契約を運営権者が締結した場合、新関空会社の既存の保険料負担額に比して負担の程度が高くなるのか低くなるのか予め民間事業者に対して知らしめる必要があるものとする。	審査の過程で開示する資料の中でお示します。
302	26	9	(1)	運営権者が加入すべき保険の最低金額についてご教示下さい。また、すべての応募者が同一金額の保険パッケージに加入するのでしょうか、あるいは応募者が各々保険に加入する必要があるのでしょうか。後者の場合、応募者によって保険の加入金額が異なることとなりますが、保険でカバーされる金額を超える損害部分についてどのように決定されるのかについてご教示下さい(とりわけ、保険は利用可能であるが、極めて高額である場合について)。	募集要項等をご確認下さい。
303	26	9	(2)	今後貴社から開示される資料の内容につき、仮に瑕疵があった場合、その担保責任は貴社にあるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
304	26	9	(2)	瑕疵担保責任に関して、運営権者が補償を受ける為に通知義務を負う期間を【24】か月以内と定めた経緯・背景・考え方についてお示し頂きたい。	一般的事例に基づき設定致しました。
305	26	9	(2)	実施契約で定める瑕疵担保責任に関し、滑走路の不同沈下の範囲および補償につきましてもお示しいただけますでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
306	26	9	(2)	瑕疵担保責任期間中の想定以上の瑕疵、不同沈下の想定以上の出現等については、貴社の責任部分がございますが、具体的にはどのようにお考えでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。

番号 No.	該当箇所 Relevant Section			質問 Questions	回答 Answers
	頁 Page	項 Clause			
307	26	9	(3)	特定の法令変更については、本事業に特別に適用される法令変更のみに適用されますが、一般的な法令変更による場合(夜間飛行時間にかかる制限や、空港事業一般にかかる騒音補償についての変更等)については補償されるのでしょうか。また運営権者は特定の法令変更の場合に損失が補償されるとありますが、減収減益の場合はどのような扱いとなるのでしょうか。	一般的な法令変更による場合は補償の対象とはなりません。補償の方法については、募集要項等をご確認下さい。
308	26	9	(3)	本事業に特別に又は類型的に適用され、かつ、不当な影響を及ぼすものとして実施契約に定める一定の法令等の変更及び政策変更とは具体的にどのようなものを想定しておられるのでしょうか。	現在具体的に想定されるものではありませんが、募集要項等をご確認下さい。
309	26	9	(3)	特定の法令・政策変更リスクに関して、神戸空港の規制緩和・規制解除はこれに該当するとの認識でよろしいでしょうか。	神戸空港の運用変更については、地元における合意が必要であり、新関西空会社が協議メンバーになっていることから、運営権者の意に反する運用変更は行われないものと想定しております。
310	26	9	(4)	テロの発生につきましては、本実施方針、左記「緊急事態」がこれに該当するとの認識でよろしいでしょうか。	募集要項等において提示させていただきます。
311	26	9	(4)	緊急事態として新関西空会社が実施する事業として、現時点で想定されているものをお示しいただけますでしょうか。	現在具体的に想定されるものではありませんが、募集要項等をご確認下さい。
312	26	9		新関西空会社がリスクの負担を行う場合等で、当該負担が新関西空会社の負担能力を超過するときには、どのような対応が想定されているか。	「新関西空会社がリスクの負担を行う場合等」には、新関西空会社が、必要に応じて株主であり指導監督権限を持つ国と協議の上、責任を持って負担を行うこととなります。
313	27	9	(5)	関西国際空港用地が著しく沈下し、新関西空会社が負担できなくなった場合を不可抗力扱いにすると、運営権者は逸失利益を請求できなくなり不当であると思われませんが、不可抗力扱いにしないという理解でよいのでしょうか。	新関西空会社が負担を行うべき場合には、新関西空会社が、必要に応じて株主であり指導監督権限を持つ国と協議の上、責任を持って負担を行うこととなります。
314	27	9	(5)	過去に実施されたジャッキアップ、護岸嵩上げの業務内容、工期、工法、施工者は募集要項等に示されると考えてよいのでしょうか。	審査の過程で開示する資料の中でお示します。
315	27	9	(5)	現在の新関西の会計処理において「ジャッキアップ業務、護岸のかさ上げその他当該事業に必要とされる費用」については、原状回復を目的とした更新(収益的支出)として費用処理されているという理解でよろしいのでしょうか。	修繕等として費用処理しています。
316	30	1	(1)	A) 「新関西空社は、運営権者に対し、6か月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる」とございますが、6か月前である事由につきましてお示しいただけますでしょうか。	一般的事例に基づき設定致しました。
317	30	1	(2)	B) 契約解除の効果について、履行保証金の未償還部分、違約金、損害額の算定方法及び、承認された超過資本支出の取扱について、現時点で想定されているものをお示しいただけますでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
318	30	1		契約が解除されて空港用施設が運営権者から新関西空会社又はその指定する第三者に移転される際の、運営権者への転籍を希望する従業員との雇用契約の考え方について明示下さい。	募集要項等をご確認下さい。
319	31	1	(3)	「不可抗力により新関西空会社が空港用施設の所有権を有しなくなったとき」とは、どのような場合を想定しているか、ご教示下さい。かかる場合には、空港の滅失も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	特段具体的な想定はしておりませんが、ご理解のとおりです。
320	32	2		運営権者の融資金融機関についての言及がありますが、運営権者への融資を企図する金融機関が、本公募プロセスにおいて情報隔離等の適切な措置を講じた上で複数の応募者を支援することは制限されないという認識ですが、そのような理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号 No.	該当箇所 Relevant Section		質問 Questions	回答 Answers
	頁 Page	項 Clause		
321	32	2	運営権者との融資金融機関との協定ないし合意については、運営権者の合意のもとにのみ行えるものと理解しておりますが、よろしいでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
322	33	1	登録免許税の課税標準のご教示をお願いします。また、株式・動産の対価は、課税標準から除かれるという理解でよろしいでしょうか。	登録免許税法をご確認下さい。
323	33	2	提案により通称PFI機構の出融資制度を活用できるとありますが、同機構による運営権者の本議決権株式の取得は想定されていないとの理解でよろしいでしょうか。	応募者がPFI機構様と協議の上、ご判断される事項であると考えております。
324	35	2	今後どのような情報がいつ頃に開示される予定なのか（特に需要予測や新関空グループ会社の財務情報等について）ご教示頂けないでしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
325	35	2	関心表明書の提出に係る指針の発表時期についてご教示ください。	平成26年10月頃に別途ご案内する予定です。
326	35	2	想定スケジュールの最後の2つの過程（「実施契約の締結」及び「事業開始」）はどのような工程から成り立っているのか、そして金融、法務等の観点から、それぞれどのような関係があるか。	募集要項等をご確認下さい。
327	36		別紙1 関連会社のジャパン・エアポート・グランドハンドリング㈱及び日航関西エアカーゴ・システム㈱について、貴社グループ以外の株式保有状況及び他株主との株式譲渡に係る協議経緯につき、ご教示願います。	審査の過程で開示する資料でご確認下さい。
328			基本方針は、検討すべき将来的な事項の一つとして極めて抽象的な形において（中央リニア新幹線の開通等の結果として）大阪国際空港の廃港について言及しているところ、実施方針において当該言及は見当たりません。当該事態が発生した場合、新関空会社によりどのように取り扱われるのかご教示ください。大阪国際空港の廃港の場合において、実施契約上、運営権者の保護は存在するのでしょうか。 また神戸空港の将来生じうる入札手続との関係で、運営権者は対抗権、又はその他何らかの優先権を取得するのでしょうか。	伊丹空港の将来的なあり方については、基本方針において、「空港運営事業者は、伊丹空港について、中央リニア新幹線の開通など周辺状況の抜本的な変化を見直し、その廃港も含め、将来のあり方を今後検討する。」とされており、運営権者が自ら主体的に、廃港も含め、検討することとなります。 さらに、伊丹空港の廃港の場合には、基本方針の見直しが必要となるものであり、当該見直しの際には、運営権者が構成員である協議会の意見を聞くものとされており、従って、いずれにしても、伊丹空港の廃港を含めた将来のあり方については、運営権者の意に反する対応はなされません。 本件は、関空・伊丹空港のコンセッションでありますので、神戸空港については、管理者である神戸市が定めるものであり、新関空会社が関与するものではありません。神戸空港の運営主体の変更が行われる場合には、運営権者がそういった交渉を行うことができるという手続きを記載しております。
329			「周辺状況の抜本的変化を見直し運営事業者が伊丹空港の廃港を今後検討する」とあるが、具体の検討体制や検討のスケジュールについてご教示いただきたい。	基本方針をご参照ください。
330			新関空会社が国ではなく私企業に過ぎないことに鑑み、新関空会社の債務について所管官庁やその他国家機関による財務的なサポート（保証等）が提供されるかご教示ください。	新関空会社がリスクの負担を行う場合等には、新関空会社が、必要に応じて株主であり指導監督権限を持つ国と協議の上、責任を持って負担を行うこととなります。
331			今後、新関空会社様や株式売却対象の子会社様のデューデリジェンス、実査は可能でしょうか。	募集要項等をご確認下さい。
332			経営戦略・計画の策定は運営権者に一任される認識ですが、新関空会社様や国の承認等の関与・制約は何かございますか。また、新関空会社様の考える成長戦略や将来収支の見直し等がもしあればご教示頂きたい。	運営権者の経営計画等策定については、募集要項等をご確認ください。アドバイザーであるオーヴ・アラップ・アンド・パートナーズ・ジャパン・リミテッド作成の需要見直し等に関するレポートを審査の過程で開示する予定です。